第12章　環境影響評価準備書からの相違点

環境影響評価書の作成にあたっては、環境影響評価法第 20 条 1 項に基づく静岡県知事意見を勘案するとともに、同法第 18 条第 1 項に基づく環境の保全の見地からの意見に配意して、環境影響評価準備書の記載事項について検討を加え、必要な追記・修正を行った。

環境影響評価準備書からの主な相違点を、表 12-1 に示す。

なお、表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っている。

表 12-1(1)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.3-15 (3)各施設	－	追記
p.3-19 ア.山岳トンネル部(非常口含む)	南アルプス部の山岳トンネルの施工に際しては、図3-4-9に示すように、非常口（山岳部）からトンネル本坑へ掘り進める。また、掘削時の地質把握のために、本坑に並行な位置に、先行して断面の小さい先進坑を掘削する。なお、先進坑は維持管理用として残す計画である。 また、トンネル施工に伴う発生土置き場の施工概要を図3-4-10に示す。施工にあたっては、必要に応じて排水溝や遮水シートを設置する予定としている。 工事の実施にあたり、非常口（山岳部）に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、コンクリートプラント等を設置する予定としている。なお、工事施工ヤードの面積は0.5～1.0haを標準として考えている。	南アルプス部の山岳トンネルの施工に際しては、図3-4-9に示すように、非常口（山岳部）からトンネル本坑へ掘り進める。非常口（山岳部）のトンネル断面は本坑より小さい30～60㎡程度を考えており、本坑と同様の方法で施工を行うが、防水工や覆工コンクリートについては必要に応じて設置する。 また、掘削時の地質把握のために、本坑に並行な位置に、先行して断面の小さい先進坑を掘削する。なお、先進坑は維持管理用として残す計画である。 また、トンネル施工に伴う発生土置き場の施工概要を図3-4-10に示す。施工にあたっては、必要に応じて排水溝や遮水シートを設置する予定としている。 工事の実施にあたり、非常口（山岳部）に工事施工ヤード等を設ける。工事施工ヤードでは、周囲に工事用のフェンスを設置するとともに、発生土の仮置き、濁水処理設備の設置、コンクリートプラント等を設置する予定としている。また、必要に応じて非常口（山岳部）に防音扉を設置する。なお、工事施工ヤードの面積は0.5～1.0haを標準として考えている。
p.5-1-1 第5章 計画段階配慮事項、計画段階配慮事項ごとに調査、予測及び評価の結果をとりまとめたもの並びに配慮書及び方法書について環境の保全の見地からの意見の概要及び事業者の見解	－	追記

表 12-1(2)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.7-2-4 表7-2-1(2)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　調査地域） 対象事業実施区域の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に資材運搬等の車両の運行に係る粉じん等の影響を受けるおそれがあると認められる地域として「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」に記載した調査地域と同様とする。	（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　調査地域） 対象事業実施区域及びその周囲の内、山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等の影響を受けるおそれがあると認められる地域として「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」に記載した調査地域と同様とする。
p.7-2-6 表7-2-1(3)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（一般環境騒音　基準又は目標との整合性の検討） 「騒音規制法」に定める「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省建設省告示第1号）、（静岡市告示第193号）との整合が図られているかを検討する。	（一般環境騒音　基準又は目標との整合性の検討） 「騒音規制法」に定める「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年厚生省建設省告示第1号）との整合が図られているかを検討する。
p.7-2-6 表7-2-1(3)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（道路交通騒音　基準又は目標との整合性の検討） 「騒音に係る環境基準」（平成10年環境庁告示第64号）、（静岡市告示第193号）との整合が図られているかを検討する。	（道路交通騒音　基準又は目標との整合性の検討） 「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める環境基準との整合が図られているかを検討する。
p.7-2-6 表7-2-1(3)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（一般環境振動　調査の基本的な手法） 文献調査：地盤の状況について、文献、資料を収集し、整理する。 現地調査：一般環境振動：「JIS Z 8735」に定める測定方法に準拠する。	（一般環境振動　調査の基本的な手法） 文献調査：一般環境振動関連、地盤種別の文献、資料を収集し、整理する。 現地調査：一般環境振動：「振動レベル測定方法」JIS Z 8735に定める測定方法に準拠する。
p.7-2-6 表7-2-1(3)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（道路交通振動　調査の基本的な手法） 文献調査：地盤の状況について、文献、資料を収集し、整理する。	（道路交通振動　調査の基本的な手法） 文献調査：道路交通振動関連、地盤種別の文献、資料を収集し、整理する。
p.7-2-6 表7-2-1(3)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（振動　基準又は目標との整合性の検討） 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める「特定建設作業に規制に関する基準」、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度」（平成15年静岡市告示第31号）との整合が図られているかを検討する。	（振動　基準又は目標との整合性の検討） 「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める「道路交通振動の限度」（要請限度）との整合が図られているかを検討する。
p.7-2-8 表7-2-1(4)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（水の汚れ　基準又は目標との整合性の検討） 「生活環境の保全に関する環境基準（河川）」（昭和46年環境庁告示第59号）との整合が図られているか検討を行う。	（水の汚れ　基準又は目標との整合性の検討） 「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）との整合が図られているか検討を行う。
p.7-2-12 表7-2-1(6)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（地下水の水質及び水位　調査の基本的な手法） 酸化還元電位：「河川水質試験法（案）」（平成7年 建設省河川局）に定める測定方法に準拠する。	（地下水の水質及び水位　調査の基本的な手法） 酸化還元電位：「河川水質試験法（案）[1997年版]」（平成9年 建設省河川局）に定める測定方法に準拠する。

表 12-1(3)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.7-2-20 表7-2-1(10)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（調査地点） 哺乳類（トラップ法）：概ね10地点程度 魚　類：概ね10地点程度、底生動物：11地点、真正クモ類：15地点、陸産貝類：概ね10地点程度	（調査地点） 哺乳類：概ね10地点程度（捕獲調査） 魚　類：概ね10地点程度、底生動物：11地点（コドラート法）、真正クモ類：15地点（ピットフォールトラップ法） 陸産貝類：概ね10地点程度
p.7-2-20 表7-2-1(10)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（調査期間等） 鳥　類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）	（調査期間等） 鳥　類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）　繁殖期とは個別の鳥類の繁殖する時期を意味するものではなく、春季と夏季の間の期間をいう。
p.7-2-22 表7-2-1(11)環境影響評価に係る調査、予測及び評価の手法並びにその選定理由	（調査期間等） 鳥　類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）	（調査期間等） 鳥　類（一般鳥類）：5回（春季、繁殖期、夏季、秋季、冬季）　繁殖期とは個別の鳥類の繁殖する時期を意味するものではなく、春季と夏季の間の期間をいう。
p.7-2-34 7-2-2予測及び評価の前提とする区域	－	追記
p.7-3-3 表7-3-1(3)主な技術的助言の内容	（動物　主な技術的助言の内容） ・濁水の処理にあたっては、適切な大きさの沈砂池を設置する必要がある。	（動物　主な技術的助言の内容）追記 ・濁水の処理にあたっては、適切な大きさの沈砂池を設置する必要がある。 ・地下水位の低下により沢や湿地への影響が生じる恐れがある場合にあっては、山岳トンネル上部に位置する沢や湿地を対象に、工事前に代表的な地点を選定し、動植物の状況を把握しておくとともに、工事中は流量観測等により減水の傾向をつかみ、工事による影響が懸念される場合は、該当する沢や湿地について、詳細なモニタリングを系統的に実施する必要がある。
p.7-3-3 表7-3-1(3)主な技術的助言の内容	（動物　専門分野） 空欄	（動物　専門分野） 魚類、底生動物
p.8-1-1-17 ②予測式	（有風時（プルーム式）zの説明） z：x軸に直角な距離	（有風時（プルーム式）zの説明） z：x軸に直角な鉛直距離
準備書 p.8-1-1-20 図8-1-1-5(1)予測地点位置図 p.8-1-1-21 図8-1-1-5(2)予測地点位置図 p.8-1-1-22 図8-1-1-5(3)予測地点位置図 p.8-1-1-23 図8-1-1-5(4)予測地点位置図	予測地点位置図	削除

表 12-1(4)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-1-20 e)予測対象時期等	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。 予測地点別の予測対象時期を表8-1-1-12に示す。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による環境影響が最大となる時期とし、各予測地点において資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による窒素酸化物及び浮遊粒子状物質の排出量が最大になると想定される1年間とした。 予測地点別の予測対象時期を表8-1-1-12に示す。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8～17時（12時台を除く）の8時間/日と想定した。地上部工事では月稼働日数を23日/月、トンネル工事では月稼働日数を28日/月と想定した。
p.8-1-1-23 g）気象条件及びバックグラウンド濃度の設定	g）バックグラウンド濃度の設定	g）気象条件及びバックグラウンド濃度の設定
	バックグラウンド濃度は、現地調査結果を基に、表8-1-1-16に示すとおり設定した。	予測に用いる風向・風速データは、一般環境大気測定局等（井川地域気象観測所）と現地調査結果との間で高い相関が確認された場合は一般環境大気測定局等のデータを補正して用い、そうでない場合は現地調査結果を用いた。 バックグラウンド濃度は、現地調査結果のデータを基に設定した。 予測に使用した気象及び大気質のデータを表8-1-1-16に示す。
p.8-1-1-23 表8-1-1-16予測に用いたバックグラウンド濃度	―	気象データを追記 （地点番号　風向・風速） 01　環境03 02　沿道01 03　沿道02
	―	注釈（注）を追記
p.8-1-1-26～28 図8-1-1-7(1)～(3)調査結果及び予測結果（大気質）[資材及び機械の運搬に用いる車両の運行：二酸化窒素、浮遊粒子状物質]	―	追記
p.8-1-1-29 表8-1-1-19環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検及び整備により性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-1-1-29 表8-1-1-19環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化や法定速度の遵守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(5)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-1-29 表8-1-1-19環境保全措置の検討の状況	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（実施の適否） ―	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） ―	（適否の理由）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-1-1-29 表8-1-1-19環境保全措置の検討の状況	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 揮発性有機化合物（以下、「VOC」という。）の排出抑制
	（実施の適否） ―	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） ―	（適否の理由）追記 工事の実施において、低VOC塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-1-1-30 b)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「VOCの排出抑制」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。
p.8-1-1-30 表8-1-1-20(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 適切な点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
p.8-1-1-30 表8-1-1-20(3)環境保全措置の内容	―	追記 （実施内容）環境負荷低減を意識した運転の徹底
p.8-1-1-31 表8-1-1-20(4)環境保全措置の内容	―	追記 （実施内容）VOCの排出抑制

表 12-1(6)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-1-33 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境影響を低減させるため、表8-1-1-20に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の予測結果及び現況値に対する寄与率の程度を表8-1-1-22に示す。 二酸化窒素については、地点番号01（静岡市葵区田代）において寄与率86.0%と最大となり、その他の地点についても33.1%～84.6%となるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 浮遊粒子状物質については、地点番号01（静岡市葵区田代）において寄与率3.9%と最大となり、その他の地点についても0.4%～1.4%となる。 なお、「資料編 1-6 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について」に示すとおり、これら予測値には道路の勾配に起因する誤差が考えられるものの、その影響は環境基準値に対して二酸化窒素で最大4.6%程度、浮遊粒子状物質で最大0.06%程度に収まると試算される。 本事業では、これらの状況に加え、表8-1-1-20に示した環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境影響について低減が図られていると評価する。
p.8-1-1-33 表8-1-1-22(1)予測結果及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る寄与率の状況（二酸化窒素）	—	（表タイトル） 予測結果及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る寄与率の状況（二酸化窒素）
	—	車両寄与濃度(A)、現況値(B)、環境濃度(年平均値)(A+B)、寄与率（%）(A/(A+B))×100を追記
p.8-1-1-33 表8-1-1-22(2)予測結果及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る寄与率の状況（浮遊粒子状物質）	—	（表タイトル） 予測結果及び資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る寄与率の状況（浮遊粒子状物質）
	—	車両寄与濃度(A)、現況値(B)、環境濃度(年平均値)(A+B)、寄与率（%）(A/(A+B))×100を追記
p.8-1-1-34 表8-1-1-23(2)基準又は目標との整合性の状況（浮遊粒子状物質）	（地点番号03　年平均値） 0.01496mg/m^3	（地点番号03　年平均値） 0.01486mg/m^3
p.8-1-1-39 e)予測対象時期	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等が最大になると想定される時期とした。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等が最大になると想定される時期とした。また、資材及び機械の運搬に用いる車両の日運行時間及び月稼働日数は、「(1)二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」と同様とした。

表 12-1(7)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-1-41 表8-1-1-26資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による降下ばいじん予測結果	（地点番号03　予測値　春季） 1.95t/km^2/月	（地点番号03　予測値　春季） 1.05t/km^2/月
p.8-1-1-42～44 図8-1-1-10(1)～(3)調査結果及び予測結果（大気質)[資材及び機械の運搬に用いる車両の運行:降下ばいじん]	―	追記
p.8-1-1-47 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による粉じん等に係る環境影響を低減させるため、表8-1-1-27に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、「資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口の清掃及び散水、タイヤの洗浄」「道路の舗装」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る粉じん等による環境影響の低減が図られていると評価する。
p.8-1-1-47 表8-1-1-30基準又は目標との整合性の状況	（地点番号03　予測値　春季） 1.95t/km^2/月	（地点番号03　予測値　春季） 1.05t/km^2/月
p.8-1-2-2 表-1-2-4現地調査地点（道路交通騒音）	（地域の類型） 地点番号04　Ｂ類型 地点番号05　Ｂ類型 地点番号06　Ｂ類型	（地域の類型） 地点番号04　－ 地点番号05　－ 地点番号06　－
p.8-1-2-8 b)道路交通騒音	1地点において環境基準を満たしていなかった。	削除
p.8-1-2-8 表8-1-2-7道路交通騒音の現地調査結果	（環境基準　昼間　夜間　地域の類型） 地点番号04　55　45　Ｂ類型 地点番号05　55　45　Ｂ類型 地点番号06　70　65　Ｂ類型	（環境基準　昼間　夜間　地域の類型） 地点番号04　－　－　－ 地点番号05　－　－　－ 地点番号06　－　－　－
p.8-1-2-14 ｵ）予測対象時期	資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を、表8-1-2-10に示す。	資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を、表8-1-2-10に示す。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8～17 時（12 時台を除く）の 8 時間/日、月稼働日数は 28 日/月と想定した。
p.8-1-2-14 表8-1-2-10予測対象時期（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音）	（予測対象時期） 地点番号04　工事開始後7年目 地点番号05　工事開始後2年目 地点番号06　工事開始後8年目	（予測対象時期） 地点番号04　工事開始後7年目の内の1ヶ月 地点番号05　工事開始後2年目の内の1ヶ月 地点番号06　工事開始後8年目の内の1ヶ月

表 12-1(8)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-2-16～18 図8-1-2-3(1)～(3)調査結果及び予測結果（騒音）[資材及び機械の運搬に用いる車両の運行]	—	追記
p.8-1-2-19 表8-1-2-13環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検・整備による性能維持により、発生する騒音の低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（環境保全措置） —	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（実施の適否） —	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） —	（適否の理由）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する騒音を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-1-2-19 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」及び「工事の平準化」を実施する。
p.8-1-2-20 表8-1-2-14(1)環境保全措置の実施の内容	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検・整備による性能維持により、騒音の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。
p.8-1-2-20 表8-1-2-14(2)環境保全措置の実施の内容	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、騒音の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できる。
p.8-1-2-20 表8-1-2-14(3)環境保全措置の実施の内容	—	追記 （実施内容）環境負荷低減を意識した運転の徹底
p.8-1-2-21 b)基準又は目標との整合性の検討	予測結果について、表 8-1-2-15に示す「騒音に係る環境基準」（平成10年環境庁告示第64号）、（静岡市告示第193号）との整合が図られているかを検討した。	予測結果について、表 8-1-2-15に示す「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定める環境基準との整合が図られているかを検討した。

表 12-1(9)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-2-22 表8-1-2-15騒音に係る環境基準	（B地域） 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の地域	（B地域） 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
p.8-1-2-22 表8-1-2-15騒音に係る環境基準	（C地域） 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域	（C地域） 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
p.8-1-2-22 a）回避又は低減に係る評価	予測の結果、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する道路交通騒音の影響を低減する環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置の配慮」及び「工事の平準化」等を図る。したがって、実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る各地点で予測される騒音レベルの内、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大9.5dBとなるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 本事業では、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置の配慮」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の環境影響について低減が図られていると評価する。
p.8-1-2-23 b)基準又は目標との整合性の検討	予測結果は表 8-1-2-16に示すとおり、「騒音に係る環境基準」に定める「道路に面する地域」及び「道路に面する地域以外の地域」の環境基準により定められている基準値を下回る。よって、基準又は目標との整合性が図られているものと評価する。	予測結果は表 8-1-2-16に示すとおり、「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に定められている環境基準を下回る。よって、基準又は目標との整合性が図られていると評価する。
p.8-1-2-23 表8-1-2-16評価結果	（環境基準） 注釈なし	（環境基準） 地点番号04　55※1 地点番号05　55※1 地点番号06　70※2 ※1.予測地点（地点番号04、05）は「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく地域の類型が指定されていないため、予測地点の周辺状況からＢ地域（道路に面する地域以外）の環境基準と同じ値を予測結果との整合性を検討する値とした。 ※2.予測地点（地点番号06）は「騒音に係る環境基準について」（平成10年環境庁告示第64号）に基づく地域の類型が指定されていないため、予測地点の周辺状況から幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準と同じ値を予測結果との整合性を検討する値とした。
p.8-1-3-2 表8-1-3-4現地調査地点（道路交通振動）	（計画施設） 非常口（山岳部）、発生土置き場、坑口（工事用道路）	（計画施設） 削除

表 12-1(10)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-3-2 表8-1-3-4現地調査地点（道路交通振動）	（区域の区分） 地点番号04　第1種区域 地点番号05　第1種区域 地点番号06　第1種区域	（区域の区分） 地点番号04　－ 地点番号05　－ 地点番号06　－
p.8-1-3-2 表8-1-3-4現地調査地点（道路交通振動）	（注釈） 注1. 区域の区分は以下のとおり。 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及びこれに準ずる地域等の第2種区域以外の区域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域及び、準工業地域並びにこれらに準ずる地域、工業地域及び工業専用地域並びにこれらに準ずる地域並びに分区	（注釈） 削除
p.8-1-3-7 表8-1-3-6一般環境振動の現地調査結果	（注釈） 注2. 昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00	（注釈） 注2. 昼間8:00～20:00、夜間20:00～翌8:00
p.8-1-3-7 b)道路交通振動	現地調査による道路交通振動の調査結果を表8-1-3-7に示す。すべての調査地点において要請限度を下回っていた。	現地調査による道路交通振動の調査結果を表8-1-3-7に示す。
p.8-1-3-8 表8-1-3-7道路交通振動の現地調査結果	（要請限度　昼間　夜間　区域の区分） 地点番号04　65　60　第1種区域 地点番号05　65　60　第1種区域 地点番号06　65　60　第1種区域	（要請限度　昼間　夜間　区域の区分） 地点番号04　－　－　－ 地点番号05　－　－　－ 地点番号06　－　－　－
p.8-1-3-8 表8-1-3-7道路交通振動の現地調査結果	（注釈） 注1.「区域の区分」とは、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度」（平成15年静岡市告示第31号）による区域の区分を表す。	（注釈） 注1.「区域の区分」とは、「振動規制法施行規則別表第2の備考1及び2の規定に基づき市長が指定する区域及び時間」（平成15年静岡市告示第31号）による区域の区分を表す。
p.8-1-3-8 表8-1-3-7道路交通振動の現地調査結果	（注釈） 注2. 昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00。	（注釈） 注2. 昼間8:00～20:00、夜間20:00～翌8:00
p.8-1-3-8 表8-1-3-7道路交通振動の現地調査結果	（注釈） 注3. 区域の区分は以下のとおり。 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及びこれに準ずる地域等の第2種区域以外の区域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域及び、準工業地域並びにこれらに準ずる地域、工業地域及び工業専用地域並びにこれらに準ずる地域並びに分区	（注釈） 削除
p.8-1-3-12 ｵ）予測対象時期	資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を、表8-1-3-10に示す。	資材及び機械の運搬に用いる車両の台数が最大となる時期とした。 予測地点別の予測対象時期を、表8-1-2-10に示す。 資材及び機械の運搬に用いる車両の運行時間は、8～17 時（12 時台を除く）の 8 時間/日、月稼働日数は 28 日/月と想定した。
p.8-1-3-12 表8-1-3-10予測対象時期（資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動）	（予測対象時期） 地点番号04　工事開始後7年目 地点番号05　工事開始後2年目 地点番号06　工事開始後8年目	（予測対象時期） 地点番号04　工事開始後7年目の内の1ヶ月 地点番号05　工事開始後2年目の内の1ヶ月 地点番号06　工事開始後8年目の内の1ヶ月

表 12-1(11)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-3-12 表8-1-3-11予測条件	（注釈） 注1.昼間6:00～22:00	（注釈） 注1.昼間8:00～20:00
p.8-1-3-13～15 図8-1-3-3(1)～(3)調査結果及び予測結果（振動）[資材及び機械の運搬に用いる車両の運行]	—	追記
p.8-1-3-16 表8-1-3-13環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検・整備による性能維持により、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、振動の発生を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（環境保全措置） —	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（実施の適否） —	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） —	（適否の理由）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する振動を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-1-3-16 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他環境保全措置の実施の内容	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」「道路の舗装」及び「工事の平準化」を実施する。	本事業では、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動による環境影響を低減させるため、環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置計画の配慮」「道路の舗装」及び「工事の平準化」を実施する。
p.8-1-3-17 表8-1-3-14(1)環境保全措置の実施の内容	（環境保全措置の効果） 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
p.8-1-3-17 表8-1-3-14(2)環境保全措置の実施の内容	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、振動の発生を低減できる。
p.8-1-3-17 表8-1-3-14(3)環境保全措置の実施の内容	—	追記 （実施内容）環境負荷低減を意識した運転の徹底

表 12-1(12)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-3-19 b)基準又は目標との整合性の検討の基準	予測結果について、表 8-1-3-15に示す「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める「特定建設作業に規制に関する基準」、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度」（平成15年静岡市告示第31号）との整合が図られているかを検討した。	予測結果について、表 8-1-3-15に示す「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める「道路交通振動の限度」（要請限度）との整合が図られているかを検討した。
p.8-1-3-19 表8-1-3-15振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度	（根拠法令） （振動規制法（昭和51年法律第64号）） （平成15年静岡市告示第31号）	（根拠法令） （振動規制法（昭和51年法律第64号）） （振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）） （平成15年静岡市告示第31号）
p.8-1-3-19 表8-1-3-15振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度	（注釈） 注1. 区域の区分は以下のとおり。 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及びこれに準ずる地域等の第2種区域以外の区域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びにこれらに準ずる地域、工業地域及び工業専用地域並びにこれらに準ずる地域並びに分区	（注釈） 注1. 区域の区分は以下のとおり。 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域 第2種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
p.8-1-3-19 a) 回避又は低減に係る評価	予測の結果、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴い発生する道路交通振動の影響を低減する環境保全措置として「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置の配慮」「道路の舗装」及び「工事の平準化」を図る。したがって、実行可能な範囲内で環境影響を低減できるものと評価する。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る各地点で予測される振動レベルの内、事業の実施に伴う寄与分は現況値の小さい地点で最大36.2dBとなるが、これらはあくまで工事期間中における最大の値であり、その値が観測されるのは工事中の限られた期間にとどまる。 本事業では、これらの状況に加え、「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮」「環境負荷低減を意識した運転の徹底」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「発生土置き場の設置位置の配慮」「道路の舗装」及び「工事の平準化」の環境保全措置を確実に実施することから、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の環境影響について低減が図られていると評価する。
p.8-1-3-19 b)基準又は目標との整合性の検討	予測結果は表 8-1-3-16に示すとおり、「振動規制法に基づく道路交通振動の要請限度」に定められている要請限度を下回る。	予測結果は表 8-1-3-16に示すとおり、「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定められている要請限度を下回る。

表 12-1(13)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-1-3-20 表8-1-3-16評価結果	（要請限度） 地点番号04　　65 地点番号05　　65 地点番号06　　65 注1.現況値は25dB未満であることから、予測値は現況値を25dBとして計算した。	（要請限度） 地点番号04　　65※1 地点番号05　　65※1 地点番号06　　65※1 注1.現況値は25dB未満であることから、予測値は現況値を25dBとして計算した。 注2.1時間毎に算出した予測値（現況値＋寄与分）の内、最大値を示している。よって、調査結果に示した現況値と上表の現況値が異なる場合がある。 ※1.予測地点（地点番号04､05､06）は「振動規制法施行規則」（昭和51年総理府令第58号）に定める「道路交通振動の限度」に基づく区域の指定がされていないため、予測地点の周辺状況から第1種区域の要請限度と同じ値を予測結果との整合性を検討する値とした。
p.8-2-1-7 表8-2-1-6(2)現地調査結果（気象の状況）	（低水時天候） 01,03：晴れ	（低水時天候） 01,03：曇り
p.8-2-1-9 g)予測結果	トンネルの工事に係る地山掘削に伴う地下水の湧出により発生し、非常口(山岳部)及び工事用道路（トンネル）から排水される濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。	トンネルの工事に係る地山掘削に伴う地下水の湧出により発生し、非常口(山岳部)及び工事用道路（トンネル）から排水される濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」（昭和46年総理府令第35号、改正　平成24年環境省令第15号）及び「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」（昭和47年条例第27号）に基づいて定められた排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することから、公共用水域への水の濁りの影響は小さいと予測する。
p.8-2-1-10 表8-2-1-8環境保全措置の検討の状況	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-2-1-10 表8-2-1-8環境保全措置の検討の状況	（処理装置の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(14)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-1-10 表8-2-1-9(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.8-2-1-11 表8-2-1-9(3)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.8-2-1-11 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響を低減させるため、表8-2-1-9に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-2-1-9に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事による水の濁りに係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-2-1-13 表8-2-1-11環境保全措置の検討の状況	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生する濁水は、必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（処理施設の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-2-1-14 表8-2-1-12(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.8-2-1-14 表8-2-1-12(4)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.8-2-1-15 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤードの設置による水の濁りに係る環境影響を低減させるため、表8-2-1-12に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-2-1-12に示した環境保全措置を確実に実施することから、工事施工ヤードの設置による水の濁りに係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

表 12-1(15)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-1-22 表8-2-1-20環境保全措置の検討の状況	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生するアルカリ排水は、処理設備等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（処理装置の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-2-1-22 表8-2-1-21(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事により発生するアルカリ排水は、処理設備等の対策により、法令等に準拠し、排水基準に適合するよう処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、pH値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.8-2-1-23 表8-2-1-21(3)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.8-2-1-23 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響を低減させるため、表8-2-1-21に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-2-1-21に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事による水の汚れに係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-2-1-27 表8-2-1-26環境保全措置の検討の状況	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事施工ヤードから排出する水は、必要に応じて処理等の対策により、法令に基づく排水基準等に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事施工ヤードから排出する水は、必要に応じて発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBODを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-2-1-28 表8-2-1-27(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事施工ヤードから排出する水は、必要に応じて処理等の対策により、法令に基づく排水基準等に適合するよう処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 工事施工ヤードから排出する水は、必要に応じて発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBODを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減することができる。
p.8-2-1-28 表8-2-1-27(2)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、排水の処理を徹底できる。

表 12-1(16)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-1-29 ①回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤードの設置による水の汚れに係る環境影響を低減させるため、表8-2-1-27に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-2-1-27に示した環境保全措置を確実に実施することから、工事施工ヤードの設置による水の汚れに係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-2-2-2 ｱ)回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤードの設置による水底の底質に係る環境影響はないと判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事施工ヤードの設置による水底の底質に係る影響について、環境影響はないと判断されるため、回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-2-3-5 表8-2-3-5現地調査期間	（水質　調査期間） 平成24年12月5日（地点01） 平成25年12月4日（地点02）	（水質　調査期間） 平成24年12月5日（地点01） 平成24年12月4日（地点02）
p.8-2-3-6 表8-2-3-7地下水の水質の現地調査結果（自然由来の重金属等）	（深度） 25.5m	（深度） 5～8m程度
p.8-2-3-9 図8-2-3-2予測検討範囲	予測検討範囲図（準備書段階）を貼付	予測検討範囲図（評価書段階）を貼付
p.8-2-3-11 Ⅰ.静岡県内（赤石山脈）	したがって、破砕帯等の周辺の一部においては、地下水の水位への影響を及ぼす可能性があるものの、全体としてトンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水の水位への影響は小さいと予測する。	以上より、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水の水位への影響は、静岡県内（赤石山脈）のトンネル区間全般としては小さいものの、破砕帯等の周辺の一部においては、地下水の水位へ影響を及ぼす可能性があるものと予測する。
p.8-2-3-13 表8-2-3-9環境保全措置の検討の状況	（適切な構造及び工法の採用　適否の理由） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	（適切な構造及び工法の採用　適否の理由） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
p.8-2-3-13 表8-2-3-10(2)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.8-2-3-14 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水に係る環境影響について一部の地域において影響があると予測したものの、その影響を低減させるため、表 8-2-3-9に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による地下水に係る環境影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表8-2-3-10に示した環境保全措置を確実に実施することから、地下水に係る環境影響の低減が図られていると評価する。

表 12-1(17)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-5 ｲ)予測の基本的手法	水資源への影響の主要な要因であるトンネルの工事に係る河川の水質、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に係る河川の流量並びに井戸の水質、水位への影響を把握し、環境保全措置を明らかにすることにより水資源への影響を予測した。 河川の水質への影響は「8-2-1 水質」の予測結果を引用し、井戸の水質への影響は「8-2-3 地下水の水質及び水位」の予測結果を引用した。 また、河川の流量および井戸の水位への影響を水収支解析を用いて、大気、地盤中の水循環をモデル化し、図8-2-4-2に示す手順で行った。	水資源への影響の主要な要因であるトンネルの工事に係る河川の水質、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に係る河川の流量並びに井戸の水質、水位への影響を把握し、環境保全措置を明らかにすることにより水資源への影響を予測した。 河川の水質への影響は「8-2-1 水質」の予測結果を引用し、井戸の水質への影響は「8-2-3 地下水の水質及び水位」の予測結果を引用した。 また、河川の流量および井戸の水位への影響を水収支解析を用いて、大気、地盤中の水循環をモデル化し、図8-2-4-2に示す手順で行った。 水収支解析は以下のような考え方に基づくメカニズムを数値計算で再現したものである。 すなわち「トンネルの工事に伴い、地下水が岩盤の隙間からトンネル内に湧水として排出される。地下水がトンネル湧水として排出されることで地下水に変化が生じる。その結果地下水を原資とする地表の湧き水に変化が生じ、最終的に湧き水から供給を受ける河川流量にも変化が及ぶ」という考え方である。 トンネル水収支解析モデル模式図を、図8-2-4-3に示す。水収支解析の詳細は資料編に記載した。
p.8-2-4-6 図8-2-4-3 トンネル水収支モデル模式図	―	追記
p.8-2-4-9 ｶ)水収支解析による予測条件の設定	モデルは地表水及び地下水の流動の場である地形起伏と地下地質構造を三次元ブロックの集合体として表現し、「資料編 5-1-1 トンネル水収支モデルの概要」に示すとおり設定した。境界条件については、設定範囲が解析結果に影響を及ぼさないよう「資料編 5-1-2 解析条件（表5-1-2-1、図5-1-2-1）」に示すとおり設定した。モデルの構築に必要なデータは予測地域内における既往の調査結果（河川流量の現況値、降水量）から引用し、入力する物性値は「資料編 5-1-2 解析条件（表5-1-2-2）」に示す地質断面に基づいて、文献調査及び地質調査の結果から設定した。	モデルは地表水及び地下水の流動の場である地形起伏と地下地質構造を三次元ブロックの集合体として表現し、「資料編 6-1-1 トンネル水収支モデルの概要」に示すとおり設定した。境界条件については、設定範囲が解析結果に影響を及ぼさないよう「資料編 6-1-2 解析条件（表6-1-2-1、図6-1-2-1）」に示すとおり設定した。モデルの構築に必要なデータは予測地域内における既往の調査結果（河川流量の現況値、降水量）から引用し、入力する物性値は「資料編 6-1-2 解析条件（表6-1-2-2）」に示す地質断面に基づいて、文献調査及び地質調査の結果から設定した。 トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））による影響を予測するために、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））がある場合とない場合で条件を変えて解析する。

表 12-1(18)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-9 a)河川の水質及び流量への影響	トンネルの工事により河川へ排出される濁水、汚水による水資源への影響は、「8-2-1 水質」に記載したとおり、トンネルの工事の実施に伴い排水される濁水は、必要に応じ、発生水量を十分考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして河川へ排水することから、河川の水の濁りへの影響は小さいと予測する。また、トンネルの工事の実施に係る吹付コンクリートの施工等に伴い発生し、トンネル坑口及び非常口（山岳部）から排水されるアルカリ排水は、発生水量を十分考慮した処理能力を備えた汚水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして河川へ排水することから、河川への水の汚れの影響は小さいと予測する。 また、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う河川流量の変化は表8-2-4-5に示すとおりであり、一部の河川において河川流量に影響があると予測する。	トンネルの工事により河川へ排出される濁水、汚水による水資源への影響は、「8-2-1 水質」に記載したとおり、トンネルの工事の実施に伴い排水される濁水は、必要に応じ、発生水量を十分考慮した処理能力を備えた濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理をして河川へ排水することから、河川の水の濁りへの影響は小さいと予測する。また、トンネルの工事の実施に係る吹付コンクリートの施工等に伴い発生し、非常口（山岳部）及び坑口(工事用道路)から排水されるアルカリ排水は、発生水量を十分考慮した処理能力を備えた汚水処理設備を設置し、「水質汚濁防止法に基づく排水基準」（昭和46年総理府令第35号、改正　平成24年環境省令第15号）及び「水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準に関する条例」（昭和47年条例第27号）に基づいて定められた排水基準等を踏まえ、適切に処理をして河川へ排水することから、河川への水の汚れの影響は小さいと予測する。 また、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う河川流量の変化は表8-2-4-5に示すとおりであり、一部の河川において河川流量に影響があると予測する。 なお、今回の河川流量の予測は、覆工コンクリート、防水シート及び薬液注入等の環境保全措置を何も実施していない最も厳しい条件下での計算の結果であり、事業の実施にあたってはさまざまな環境保全措置を実施することから、河川流量の減少量を少なくできると考えている。
p.8-2-4-10 表8-2-4-5河川流量の予測結果	（完成後の流量） 05大井川　9.98	（完成後の流量） 05大井川　9.99
p.8-2-4-12 表8-2-4-7環境保全措置の検討の状況	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（工事排水の適切な処理　適否の理由） 工事により排出する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
p.8-2-4-12 表8-2-4-7環境保全措置の検討の状況	（処理装置の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができることから、環境保全措置として採用する。	（処理設備の点検・整備による性能維持適否の理由） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できることから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(19)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-12 表8-2-4-7環境保全措置の検討の状況	（適切な構造及び工法の採用　適否の理由） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	（適切な構造及び工法の採用　適否の理由） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。
p.8-2-4-13 イ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」「処理装置の点検・整備による性能維持」「適切な構造及び工法の採用」「薬液注入工法における指針の順守」「地下水等の監視」「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施する。 環境保全措置の内容を表8-2-4-8に示す。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による水資源に係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「工事排水の適切な処理」「工事排水の監視」「処理設備の点検・整備による性能維持」「適切な構造及び工法の採用」「薬液注入工法における指針の順守」「地下水等の監視」「応急措置の体制整備」及び「代替水源の確保」を実施する。 環境保全措置として、まず本坑に並行する位置に先行して断面の小さい先進坑を掘削し、地質の把握を実施した上で、覆工コンクリートや防水シート、地質によっては薬液注入の施工など、地質に応じた適切な施工方法を検討し実施する。 また施工に際しては、標準的な工法であるNATMを採用する計画である。NATMはトンネル周辺の地山の持つ支保力を利用して安全に掘削し、トンネルを構築する工法であり、覆工コンクリート地山の間の空隙が出来ないため、トンネル内への地下水の湧出が少ないと考えられる。事業の実施にあたってはさまざまな環境保全措置を実施することから、河川流量の減少量を少なくできると考えている。 トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴い河川の流量が減少し水利用に影響が出る場合は代替水源確保などの環境保全措置を実施する。具体的には河川流量が減る量や影響の度合いなどに応じて関係者と打ち合わせを行いながら、トンネル内に湧出した水をポンプで汲み上げるなどして大井川に戻す方法も選択肢として考えている。 なお、トンネルの工事を開始し、先進坑が隣接工区と貫通するまでの間は、トンネル内に湧出した水を汲み上げて非常口（山岳部）から河川に戻すことから、河川流量は減少しない。この間にトンネル内の湧水などの状況を監視することで河川流量への影響を見極め、より適切な環境保全措置を選定することが可能であると考える。 環境保全措置の内容を表8-2-4-8に示す。

表 12-1(20)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-14 表8-2-4-8(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排出することで、公共用水域への影響を低減することができる。	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.8-2-4-14 表8-2-4-8(3)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.8-2-4-14 表8-2-4-8(4)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を検討し採用することにより影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.8-2-4-16 ｳ)環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況	環境保全措置の効果は表8-2-4-8に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、水資源に係る環境影響が低減される。	環境保全措置の効果は表8-2-4-8に示すとおりである。河川流量、井戸水位観測、水質調査等の水文調査やトンネル湧水量を継続的に監視し、環境保全措置を実施することで、水資源に係る環境影響が低減される。
p.8-2-4-16 表8-2-4-9(1)事後調査の内容	（地下水の水位　調査内容） ○調査期間 工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地域・地点 トンネル計画路線周辺の主な井戸 ○調査方法 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	（地下水の水位　調査内容） 地下水の水位、水温、pH、電気伝導率、透視度 ○調査期間 ・工事着手前：トンネル工事前の1年間、原則月1回の観測を考えている。 ・工事中：月1回の観測を基本とすることを考えている。工事の進捗を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。 ・工事完了後：トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。状況に応じ、調査期間および調査頻度は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・評価書における現地調査で把握した井戸 ○調査方法 「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）に準拠

表 12-1(21)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-2-4-17 表8-2-4-9(2)事後調査の内容	（河川の流量　調査内容） ○調査機関 　工事前、工事中、工事完了後一定期間 ○調査地域・地点 　トンネル計画路線周辺の主な河川 ○調査方法 　「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）	（河川の流量　調査内容） 河川の流量 ○調査期間 ・工事着手前：トンネル工事前の1年間、原則月1回の観測を考えている。 ・工事中：月1回の観測を基本とすることを考えている。工事の進捗を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。 ・工事完了後：トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。状況に応じ、調査期間および調査頻度は別途検討する。 ○調査地域・地点 ・工事着手前：トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 ・工事中：工事着手前の調査地点を基本とし、工事の進捗状況等を踏まえ必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。 ・工事完了後：工事中の調査地点を基本とし、状況を踏まえ必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。 ○調査方法 「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）に準拠
p.8-2-4-17 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による水資源に係る環境影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、その影響を低減させるため、表8-2-4-7に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による水資源に係る環境影響について、一部の地域において影響があると予測したものの、表8-2-4-8に示した環境保全措置を確実に実施することから、水資源に係る環境影響の低減が図られていると評価する。
p.8-3-1-11 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による重要な地形及び地質に係る環境影響について重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表8-3-1-7に示す環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による重要な地形及び地質に係る環境影響について重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表8-3-1-7に示した環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-3-1-12 ｳ)予測地域	予測地域は、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に伴う重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。	予測地域は、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在に伴う重要な地形及び地質への影響が生じるおそれがあると認められる地域とした。なお、非常口（山岳部）は、図8-3-1-1に示した円の中心から半径100mの区域を改変の可能性のある範囲として設定した。

表 12-1(22)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-3-1-14 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による重要な地形及び地質に係る環境影響について重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表8-3-1-10に示す環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による重要な地形及び地質に係る環境影響について重要な地形及び地質の一部が改変されるが、表8-3-1-10に示した環境保全措置を確実に実施することから、重要な地形及び地質に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-3-2-2 表8-3-2-2(2)自然由来の重金属等（溶出量試験）の試験方法	（ふっ素） JIS K 0102 34.1又は昭和46年12月環境庁告示第59号（水質汚濁に係る環境基準について）付表1	（ふっ素） JIS K 0102 34.1又はJIS K 0102 34.1c）（注(6)第3文を除く。）に定める方法（懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月環境庁告示第59号）付表6
p.8-3-2-2 表8-3-2-3現地調査地点	調査深度なし	調査深度を追記
p.8-3-2-5 表8-3-2-4(1)自然由来の重金属等のスクリーニング試験結果	対象地質、調査深度なし	対象地質、調査深度を追記
p.8-3-2-5 表8-3-2-4(2)自然由来の重金属等の溶出量試験結果	対象地質、調査深度なし	対象地質、調査深度を追記
p.8-3-2-6 表8-3-2-4(3)酸性化可能性試験結果	対象地質、調査深度なし	対象地質、調査深度を追記
p.8-3-2-8 表8-3-2-5環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 工事排水について、処理設備により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できることから、環境保全措置として採用する。
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底
	（実施の適否） ―	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） ―	（適否の理由）追記 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-3-2-8 ｲ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響を回避させるため、環境保全措置として、「工事排水の適切な処理」及び「薬液注入工法における指針の順守」を実施する。	本事業では、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として、「工事排水の適切な処理」「薬液注入工法における指針の順守」及び「発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底」を実施する。

表 12-1(23)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-3-2-8 表8-3-2-6(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。	（環境保全措置の効果） 工事排水について、処理設備により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。
p.8-3-2-9 表8-3-2-6(3)環境保全措置の内容	―	追記
p.8-3-2-9 ｳ)環境保全措置の効果及び当該環境保全措置を講じた後の環境の変化の状況	環境保全措置の効果は表8-3-2-6に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避される。	環境保全措置の効果は表8-3-2-6に示すとおりである。環境保全措置を実施することで、土壌汚染に係る環境影響が回避又は低減される。
p.8-3-2-9 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響を回避させるため、表8-3-2-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、表8-3-2-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、トンネルの工事による土壌汚染に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-3-3-4 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による文化財に係る環境影響はないと判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で回避が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による文化財に係る影響について、環境影響はないと判断されるため、文化財に係る環境影響の回避が図られていると評価する。
p.8-4-1-2 表8-4-1-1(1)動物の調査方法	（カワネズミ） 13地点	（カワネズミ） 11地点
	（モグラ類） 3地点	（モグラ類） 2～3地点
	（コウモリ類） 調査地域内におけるコウモリ類の通過経路と判断される場所において、ハープトラップを用いて捕獲調査を実施した。ハープトラップの設置数は1箇所／1地点とした。7地点に設置した。	（コウモリ類） 調査地域内におけるコウモリ類の通過経路と判断される場所において、ハープトラップやかすみ網（あるいはその両方）を用いて捕獲調査を実施した。ハープトラップ、かすみ網の設置数は1箇所／1地点とした。7～9地点に設置した。
p.8-4-1-3 表8-4-1-1(2)動物の調査方法	（真正クモ類　任意採集） 調査地域内を任意に踏査し、目視観察等で確認されたクモ類の種名を記録した。また、目視観察で種名の確認が困難な場合は、捕虫網等を用いて採取した。さらに、現地での種の識別が困難なものは、標本として持ち帰り、同定を行った。	（真正クモ類　任意採集） 調査地域内を任意に踏査し、目視観察等で確認されたクモ類の種名を記録した。また、目視観察で種名の確認が困難な場合は、捕虫網を振り回しクモ類を採集するスウィーピング法、樹木の枝、葉等を叩き、付着しているクモ類を採集するビーティング法も併用し採取した。さらに、現地での種の識別が困難なものは、標本として持ち帰り、同定を行った。
p.8-4-1-10 6)調査結果	―	追記 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、魚類、底生動物、真正クモ類及び陸産貝類について現地調査の結果を以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表8-4-1-4に基づいて整理した。
p.8-4-1-10 表8-4-1-4改変区域と確認位置の距離に関する定義	―	追記

表 12-1(24)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-12 ｲ)重要な哺乳類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な哺乳類の確認地点を表8-4-1-7に示す。
p.8-4-1-12 表8-4-1-7現地調査で確認された重要な哺乳類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-15 ｲ)重要な鳥類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な鳥類の確認地点を表8-4-1-10に示す。
p.8-4-1-15 表8-4-1-10現地調査で確認された重要な鳥類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-17 ｲ)重要な爬虫類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な爬虫類の確認地点を表8-4-1-13に示す。
p.8-4-1-17 表8-4-1-13現地調査で確認された重要な爬虫類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-19 ｲ)重要な両生類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な両生類の確認地点を表8-4-1-16に示す。
p.8-4-1-19 表8-4-1-16現地調査で確認された重要な両生類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-22 表8-4-1-13重要な昆虫類確認種一覧	（注釈） 注4.なし	（注釈） 注4.ツノアカヤマアリは環境省第4次レッドリスト（平成24年）において指定されたため、秋季調査以降について重要種として選定した。
p.8-4-1-23 ｲ)重要な昆虫類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な昆虫類の確認地点を表8-4-1-19に示す。
p.8-4-1-23 表8-4-1-19現地調査で確認された重要な昆虫類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-25 ｲ)重要な魚類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 また、現地で確認された重要な魚類の確認地点を表8-4-1-22に示す。
p.8-4-1-25 表8-4-1-22現地調査で確認された重要な魚類の確認位置	―	追記

表 12-1(25)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-27 ｲ)重要な底生動物の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 　また、現地で確認された重要な底生動物の確認地点を表8-4-1-25に示す。
p.8-4-1-27 表8-4-1-25現地調査で確認された重要な底生動物の確認位置	―	追記
p.8-4-1-29 ｲ)重要な真正クモ類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 　また、現地で確認された重要な真正クモ類の確認地点を表8-4-1-28に示す。
p.8-4-1-29 表8-4-1-28現地調査で確認された重要な真正クモ類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-32 ｲ)重要な陸産貝類の分布、生息状況及び生息環境の状況	―	追記 　また、現地で確認された重要な陸産貝類の確認地点を表8-4-1-31に示す。
p.8-4-1-32 表8-4-1-31現地調査で確認された重要な陸産貝類の確認位置	―	追記
p.8-4-1-36 図8-4-1-2影響予測の手順	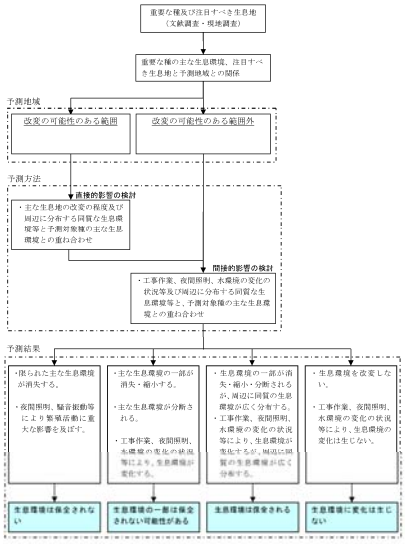 図 8-4-1-2　影響予測の手順	環境保全措置の検討を追記 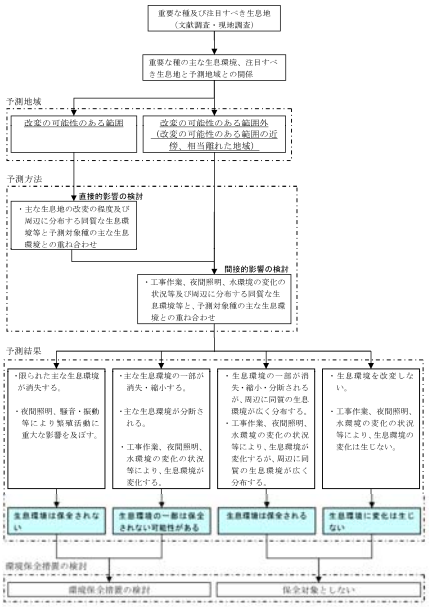 図 8-4-1-2　影響予測の手順
準備書 p.8-4-1-33 ｱ)現地調査で確認された重要な種に対する予測結果	なお、確認状況における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表8-4-1-23に基づいて整理した。また、個別の種に対する詳細な予測結果を表8-4-1-25～表8-4-1-33に示す。	削除
準備書 p.8-4-1-33 表8-4-1-23予測地域の定義	予測地域の定義	削除

表 12-1(26)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-37 表8-4-1-33(1)現地で確認された重要な種の予測結果の概要	（クビワコウモリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲に○	（クビワコウモリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲の○を削除、 改変の可能性のある範囲外に○
p.8-4-1-37 表8-4-1-33(1)現地で確認された重要な種の予測結果の概要	（ニホンウサギコウモリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲に○ 改変の可能性のある範囲外に○	（ニホンウサギコウモリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲の○を削除 改変の可能性のある範囲外に○
p.8-4-1-39 表8-4-1-33(3)現地で確認された重要な種の予測結果の概要	（ツノアカヤマアリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲に○ 改変の可能性のある範囲外に○	（ツノアカヤマアリ　確認位置） 改変の可能性のある範囲に○ 改変の可能性のある範囲外の○を削除
p.8-4-1-40 表8-4-1-33(4)現地で確認された重要な種の予測結果の概要	（ハクサンベッコウ　確認位置） 改変の可能性のある範囲外に○	（ハクサンベッコウ　確認位置） 改変の可能性のある範囲に○ 改変の可能性のある範囲外に○
p.8-4-1-42 表8-4-1-34(3)重要な哺乳類の予測結果	（ニホンコキクガシラコウモリ　確認状況） 確認された1地点1個体は相当離れた地域であった。	（ニホンコキクガシラコウモリ　確認状況） 確認された1地点1個体は改変の可能性のある範囲の近傍であった。
p.8-4-1-55 表8-4-1-35(13)重要な鳥類の予測結果	（フクロウ　確認状況） その内、改変の可能性のある範囲の近傍で2地点2例、相当離れた地域で2地点2例確認された。	（フクロウ　確認状況） その内、改変の可能性のある範囲の近傍で3地点3例、相当離れた地域で1地点1例確認された。
p.8-4-1-56 表8-4-1-35(14)重要な鳥類の予測結果	（アカショウビン　予測結果（工事の実施）） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び範囲外において生息が確認されたが、主な生息環境である落葉広葉樹林は、工事作業により一部が改変されるものの、周辺に同様の環境は広く残されることから、生息環境は保全される。	（アカショウビン　予測結果（工事の実施）） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び範囲外において生息が確認されたが、主な生息環境である落葉広葉樹林、河川は、工事作業により一部が改変されるものの、周辺に同様の環境は広く残されることから、生息環境は保全される。 ・工事の実施に伴う排水は、必要に応じて濁水処理設備、仮設沈砂池を配置し適切に処理すること等により、本種の生息環境への影響は及ばない。なお、トンネルからの湧水と河川の表流水との温度差はほとんどないことから、本種の生息環境への影響は及ばない。 ・以上のことから、生息環境は保全される。
	（アカショウビン　予測結果（鉄道施設の存在）） ・本種は、改変の可能性のある範囲の外側において生息が確認されたが、主な生息環境である落葉広葉樹林は、工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、生息環境に変化は生じない。	（アカショウビン　予測結果（鉄道施設の存在）） ・本種は、改変の可能性のある範囲の外側において生息が確認されたが、主な生息環境である落葉広葉樹林、河川は、工事の実施による生息環境の改変以外に新たな改変はないことから、生息環境に変化は生じない。 ・鉄道施設の存在により、河川の一部で流量が減少するものの、本種の生息環境への影響は小さい。 ・以上のことから、生息環境は保全される。

表 12-1(27)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-59 表8-4-1-35(19)重要な鳥類の予測結果	（ノビタキ　予測結果（工事の実施）） ・本種は、改変の可能性のある範囲において生息が確認されたが、主な生息環境である草地、針葉樹林は、工事作業により一部が改変されるものの、周辺に同様の環境は広く残されることから、生息環境は保全される。	（ノビタキ　予測結果（工事の実施）） ・本種は、改変の可能性のある範囲において生息が確認されたが、渡り途中の個体を確認したのみで、主な生息環境である草地、針葉樹林は、工事作業により一部が改変されるものの、周辺に同様の環境は広く残されることから、生息環境は保全される。
p.8-4-1-63 表8-4-1-37(3)重要な両生類の予測結果	（アズマヒキガエル　確認状況） その内、改変の可能性のある範囲で12地点100個体以上、改変の可能性のある範囲の近傍で9地点100個体以上、相当離れた地域で4地点4個体確認された。	（アズマヒキガエル　確認状況） その内、改変の可能性のある範囲で12地点100個体以上、改変の可能性のある範囲の近傍で9地点50個体以上、相当離れた地域で4地点4個体確認された。
p.8-4-1-66 表8-4-1-38(1)重要な昆虫類の予測結果	（スルガセモンササキリモドキ　一般生態） 本州、四国、九州に分布する。 山地のブナ等の樹洞で確認される。 幼虫はブナ、ミズナラ、スギ、ヒノキ等の巨木のあいた樹洞の腐食土中で育つ。 成虫は7～8月に出現する。	（スルガセモンササキリモドキ　一般生態） 本州、四国に分布する。静岡県では、大井川上流の畑薙ダム周辺及び水窪町兵越峠で確認されている。静岡市赤石温泉が基準産地である。 ブナ帯のクリ、ミズナラなどの落葉広葉樹林に生息する。 成虫は8～9月に出現する。
p.8-4-1-69 表8-4-1-38(9)重要な昆虫類の予測結果	（オオナガレトビケラ　確認状況） 合計9地点9個体が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で4地点4個体、改変の可能性のある範囲の近傍で3地点3個体、相当離れた地域で2地点2個体確認された。	（オオナガレトビケラ　確認状況） 合計9地点14個体が確認された。その内、改変の可能性のある範囲で4地点6個体、改変の可能性のある範囲の近傍で3地点3個体、相当離れた地域で2地点5個体確認された。
p.8-4-1-85 表8-4-1-42(13)重要な陸産貝類の予測結果	（カドコオオベソマイマイ　科名） ニッポンマイマイ（ナンバンマイマイ）科	（カドコオオベソマイマイ　科名） オナジマイマイ科
p.8-4-1-87 ア.環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「資材運搬等の適正化」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事施工ヤード等の緑化」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」及び「トンネル坑口への防音扉の設置」について検討した。	本事業では、計画の立案の段階において、動物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「資材運搬等の適正化」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」及び「トンネル坑口への防音扉の設置」について検討した。
p.8-4-1-88 表8-4-1-43環境保全措置の検討の状況	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の緑化	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施
	（適否の理由） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できることから環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の一部に林縁の保護植栽を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。

表 12-1(28)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-88 表8-4-1-43環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生が抑えらえることで、重要な猛禽類の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-88 表8-4-1-43環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 鳥類等の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） トンネル坑口に防音扉を設置することにより、騒音の発生が抑えらえることで、重要な猛禽類の生息環境への影響を低減できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-1-89 イ.環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「資材運搬等の適正化」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事施工ヤード等の緑化」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「トンネル坑口への防音扉の設置」「工事用トンネルの設置」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「工事従事者への講習・指導」「コンディショニングの実施」及び「照明の漏れ出しの抑制」を実施する。	本事業では、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による動物に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生息地の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「資材運搬等の適正化」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施」「防音シート、低騒音・低振動型の建設機械の採用」「トンネル坑口への防音扉の設置」「工事用トンネルの設置」「発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用」「工事従事者への講習・指導」「コンディショニングの実施」及び「照明の漏れ出しの抑制」を実施する。
p.8-4-1-89 表8-4-1-44(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.8-4-1-89 表8-4-1-44(2)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる	（環境保全措置の効果） 生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.8-4-1-89 表8-4-1-44(3)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 保全対象種全般への影響を低減できる	（環境保全措置の効果） 車両の運行ルート、配車計画を適正に行うことで、重要な種の生息環境への影響を低減できる。
p.8-4-1-90 表8-4-1-44(5)環境保全措置の内容	（実施内容　種類・方法） 工事施工ヤード等の緑化	（実施内容　種類・方法） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施
	（環境保全措置の効果） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化、林縁の保護緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる	（環境保全措置の効果） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の一部に林縁保護植栽等を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。
p.8-4-1-90 表8-4-1-44(7)環境保全措置の内容	（実施内容　位置・範囲） 工事施工ヤード	（実施内　、位置・範囲） トンネル坑口
p.8-4-1-92 表8-4-1-44(12)環境保全措置の内容	（実施内容　位置・範囲） 改変区域及びその周囲	（実施内容　位置・範囲） 工事施工ヤード

表 12-1(29)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-1-93 ｱ)回避又は低減に係る評価	本事業では、計画段階において改変面積をできる限り小さくする計画とするなど、動物に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の種については、生息環境の一部が保全されない可能性があると予測されたが、工事従事者への講習・指導の実施、工事用トンネル、発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用等の環境保全措置を実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、コンディショニングについては、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、動物に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、計画段階において改変面積をできる限り小さくする計画とする等、動物に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の種については、生息環境の一部が保全されない可能性があると予測されたが、工事従事者への講習・指導の実施、工事用トンネルの設置、発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用等の環境保全措置を確実に実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、コンディショニングについては、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、動物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-4-2-6 6)調査結果	―	追記 高等植物に係る植物相、高等植物に係る植生、蘚苔類及びキノコ類について現地調査の結果を以下に示す。なお、確認地点における改変の可能性のある範囲からの位置関係は、表8-4-2-5に基づいて整理した。
p.8-4-2-6 表8-4-2-5改変区域と確認位置の距離に関する定義	―	追記
p.8-4-2-12 ｲ)高等植物に係る重要な種の確認状況	―	追記 また、現地で確認された高等植物に係る重要な種の確認地点を表8-4-2-9に示す。
p.8-4-2-12～13 表8-4-2-9(1)～(2)現地調査で確認された高等植物に係る重要な種の確認位置	―	追記
p.8-4-2-23 ｲ)高等植物に係る重要な群落の確認状況	―	追記 また、現地で確認された高等植物に係る重要な群落の確認地点を表8-4-2-12に示す。
p.8-4-2-23 表8-4-2-12現地調査で確認された高等植物に係る重要な群落の確認位置	―	追記
p.8-4-2-24 ｱ)蘚苔類の状況	―	追記 また、現地で確認された蘚苔類に係る重要な種の確認地点を表8-4-2-14に示す。

表 12-1(30)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-2-24 表8-4-2-14現地調査で確認された蘚苔類に係る重要な種の確認位置	―	追記
p.8-4-2-25 ｱ)キノコ類の状況	―	追記 　また、現地で確認されたキノコ類に係る重要な種の確認地点を表8-4-2-16に示す。
p.8-4-2-25 表8-4-2-16現地調査で確認されたキノコ類に係る重要な種の確認位置	―	追記
準備書 p.8-4-2-24 ｳ.予測地域	なお、非常口（山岳部）、工事施工ヤード及び宿舎は、図8-4-2-1に示した円の中心から半径100mの範囲を、発生土置き場は半径100mを基本とし実状に応じた範囲を改変の可能性のある範囲として設定した。	削除
p.8-4-2-27 図8-4-2-17(2)予測対象種及び群落	（区分の左側欄） 空欄	（区分の左側欄） 重要な種
p.8-4-2-28 図8-4-2-3影響予測の手順	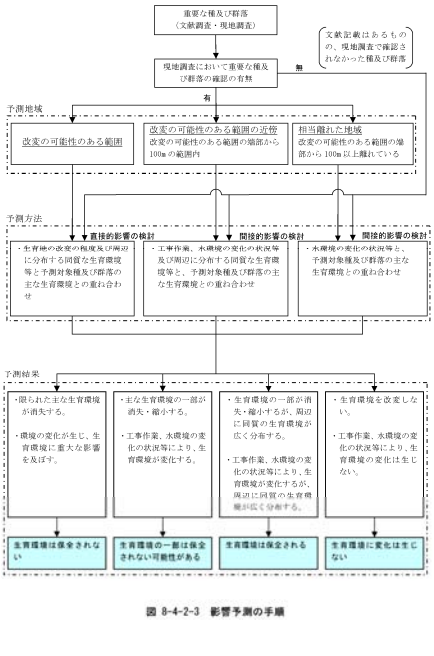 図 8-4-2-3　影響予測の手順	環境保全措置の検討を追記 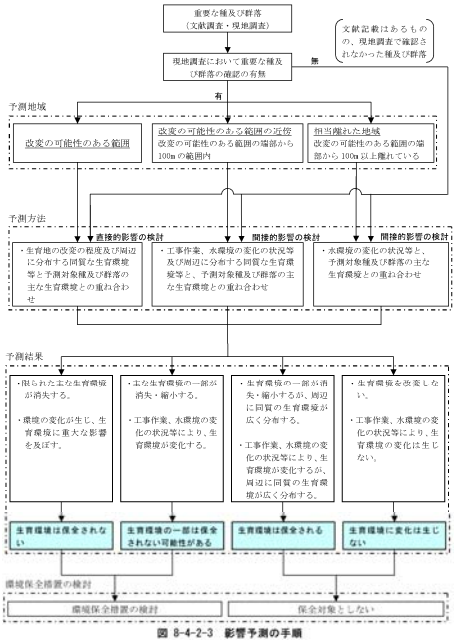 図 8-4-2-3　影響予測の手順
p.8-4-2-31 表8-4-2-19(1)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林が広く分布する。

表 12-1(31)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-2-32 表8-4-2-19(4)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-32 表8-4-2-19(5)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-33 表8-4-2-19(7)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-33 表8-4-2-19(8)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-34 表8-4-2-19(9)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-34 表8-4-2-19(10)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲の近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-35 表8-4-2-19(11)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林、植林地、草地、裸地が広く分布する。

表 12-1(32)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-2-35 表8-4-2-19(12)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-35 表8-4-2-19(13)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-36 表8-4-2-19(15)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-37 表8-4-2-19(17)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林、裸地が広く分布する。
p.8-4-2-38 表8-4-2-19(19)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。
p.8-4-2-38 表8-4-2-19(20)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失するが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-39 表8-4-2-19(23)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である針葉樹林、落葉広葉樹林が広く分布する。
p.8-4-2-40 表8-4-2-19(26)重要な種の予測結果	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境が広く分布する。	（予測結果　工事の実施） ・本種は、改変の可能性のある範囲、その近傍及び相当離れた地域で確認された。そのため、工事作業により生育環境の一部が消失又は消失、縮小する可能性があるが、周辺に同質の生育環境である落葉広葉樹林、植林地が広く分布する。

表 12-1(33)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-2-43 ア．環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、植物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」及び「緑化等による自然環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	本事業では、計画の立案の段階において、植物に係る環境影響を回避又は低減するため「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」及び「林縁保護植栽等による自然環境の確保」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
p.8-4-2-43 表8-4-2-21環境保全措置の検討の状況	（環境保全措置） 緑化等による自然環境の確保	（環境保全措置） 林縁保護植栽等による自然環境の確保
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄
	（保全対象種） ―	（保全対象種）追記 ―
	（実施の適否） ―	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） ―	（適否の理由）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄を行うことで、外来種の種子の拡散を防止できることから、環境保全措置として採用する。
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 外来種の拡大抑制
	（保全対象種） ―	（保全対象種）追記 ―
	（実施の適否） ―	（実施の適否）追記 適
	（適否の理由） ―	（適否の理由）追記 工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制できることから、環境保全措置として採用する。
p.8-4-2-44 イ．環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「緑化等による自然環境の確保」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事従事者への講習・指導」及び「重要な種の移植・播種」を実施する。	本事業では、工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在による植物に係る環境影響を回避又は低減させるため、環境保全措置として「重要な種の生育環境の全体又は一部を回避」「工事に伴う改変区域をできる限り小さくする」「林縁保護植栽等による自然環境の確保」「濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置」「工事従事者への講習・指導」「重要な種の移植・播種」「資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄」及び「外来種の拡大抑制」を実施する。
p.8-4-2-44 表 8-4-2-22(1)環境保全措置の内容	（実施内容　種類・方法） 重要な種の全体又は一部を回避	（実施内容　種類・方法） 重要な種の生育環境の全体又は一部を回避

表 12-1(34)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-2-44 表8-4-2-22(3)環境保全措置の内容	（実施内容　種類・方法） 緑化等による自然環境の確保	（実施内容　種類・方法） 林縁保護植栽等による自然環境の確保
	（環境保全措置の効果） 改変された区域の一部を緑化等により確保することで、重要な種への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 改変された区域の一部を林縁保護植栽等により確保することで、重要な種への影響を低減できる。
p.8-4-2-45 表8-4-2-22(7)環境保全措置の内容	—	追記
p.8-4-2-46 表8-4-2-22(8)環境保全措置の内容	—	追記
p.8-4-2-47 ｱ)回避又は低減に係る評価	本事業では、計画段階において改変面積を極力小さくする計画とする等、植物に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の種は、生育環境が保全されない又は保全されない可能性があると予測されたが、重要な種の自然環境の確保、移植、播種及び工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、重要な種の移植、播種は、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、植物に係る環境影響は事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、計画段階において改変面積を極力小さくする計画とする等、植物に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の種は、生育環境が保全されない又は保全されない可能性があると予測されたが、重要な種の自然環境の確保、移植、播種及び工事従事者への講習・指導等の環境保全措置を確実に実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、重要な種の移植、播種は、環境保全措置の効果に不確実性があることから、事後調査を実施する。また、予測し得ない影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、植物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-4-3-7 表8-4-3-4地域を特徴づける生態系の状況	真正クモ類、陸産貝類なし	真正クモ類、陸産貝類を追記
p.8-4-3-16 図8-4-3-5山地の生態系（赤石地域）における食物連鎖の模式図	分解者、真正クモ類、陸産貝類なし	分解者、真正クモ類、陸産貝類を追記
準備書 p.8-4-3-19 ウ．予測地域	なお、非常口、工事施工ヤード及び宿舎は、図8-4-3-2に示した円の中心から半径100mの範囲を、発生土置き場は半径100mを基本とし実状に応じた範囲を改変の可能性がある範囲として設定した。	削除
p.8-4-3-22 a)ホンドキツネのハビタット（生息環境）の状況	予測の対象とした範囲には、繁殖可能性エリアが8575.6ha、生息可能エリアが8954.3ha存在する。	予測の対象とした範囲には、繁殖可能性エリアが8575.6ha、生息可能性エリアが8951.3ha存在する。
p.8-4-3-22 a)ホンドキツネのハビタット（生息環境）の状況	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは84.7ha（改変率1.0%）、生息可能性エリアは91.8ha（改変率1.0%）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは110.8ha（改変率1.3%）、生息可能性エリアは119.4ha（改変率1.3%）が改変を受ける可能性がある。

表 12-1(35)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-3-22 表8-4-3-11ホンドキツネの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　8575.6 生息可能性エリア　8954.3 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　84.7 生息可能性エリア　91.8 B/A 繁殖可能性エリア　1.0 生息可能性エリア　1.0	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　8575.6 生息可能性エリア　8951.3 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　110.8 生息可能性エリア　119.4 B/A 繁殖可能性エリア　1.3 生息可能性エリア　1.3
p.8-4-3-25 b)クマタカのハビタット（生息環境）の状況	工事の実施による影響として、Aペアでは営巣エリアは改変を受ける可能性はないが、繁殖エリアは2.4ha（改変率0.7%）（1営巣期目）から0.0ha（改変率0.0%）（2営巣期目）、生息エリアは3.1ha（改変率0.4%）（1営巣期目）から3.1ha（改変率0.2%）（2営巣期目）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、Aペアでは営巣エリアは改変を受ける可能性はないが、繁殖エリアは2.4ha（改変率0.7%）（1営巣期目）から0.0ha（改変率0.0%）（2営巣期目）、生息エリアは3.1ha（改変率0.4%）（1営巣期目）から8.3ha（改変率0.6%）（2営巣期目）が改変を受ける可能性がある。
p.8-4-3-26 表8-4-3-14クマタカの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	（改変の程度） Aペアの生息エリアの2営巣期目 1461.9　3.1　0.2	（改変の程度） Aペアの生息エリアの2営巣期目 1461.9　8.3　0.6
p.8-4-3-28 C)ニホンツキノワグマのハビタット（生息環境）の状況	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは38.0ha（改変率0.6%）、生息可能性エリアは91.8ha（改変率0.6%）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは61.8ha（改変率1.0%）、生息可能性エリアは119.4ha（改変率0.8%）が改変を受ける可能性がある。
p.8-4-3-28 表8-4-3-17ニホンツキノワグマの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　6289.1 生息可能性エリア　14731.6 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　38.0 生息可能性エリア　91.8 B/A 繁殖可能性エリア　0.6 生息可能性エリア　0.6	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　6289.1 生息可能性エリア　14731.6 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　61.8 生息可能性エリア　119.4 B/A 繁殖可能性エリア　1.0 生息可能性エリア　0.8
p.8-4-3-31 d)ホンドヒメネズミのハビタット(生息環境)の状況	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは80.9ha（改変率2.5%）、生息可能性エリアは84.7ha（2.7ha）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは106.8ha（改変率3.4%）、生息可能性エリアは110.8ha（改変率3.5%）が改変を受ける可能性がある。
p.8-4-3-31 表8-4-3-20ホンドヒメネズミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　3178.5 生息可能性エリア　3187.7 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　80.9 生息可能性エリア　84.7 B/A 繁殖可能性エリア　2.5 生息可能性エリア　2.7	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　3178.5 生息可能性エリア　3187.7 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　106.8 生息可能性エリア　110.8 B/A 繁殖可能性エリア　3.4 生息可能性エリア　3.5
p.8-4-3-35 e)エゾハルゼミのハビタット（生息環境）の状況	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは38.0ha（改変率1.3%）、生息可能性エリアは80.9ha（1.6%）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、繁殖可能性エリアは61.8ha（改変率2.2%）、生息可能性エリアは106.8ha（改変率2.2%）が改変を受ける可能性がある。

表 12-1(36)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-3-35 表8-4-3-23エゾハルゼミの予測範囲におけるハビタット分布面積と改変の程度	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　2843.9 生息可能性エリア　4952.8 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　38.0 生息可能性エリア　80.9 B/A 繁殖可能性エリア　1.3 生息可能性エリア　1.6	（改変の程度） A.ハビタット面積 繁殖可能性エリア　2843.9 生息可能性エリア　4952.8 B.改変の可能性がある面積 繁殖可能性エリア　61.8 生息可能性エリア　106.8 B/A 繁殖可能性エリア　2.2 生息可能性エリア　2.2
p.8-4-3-39 f)ミヤコザサーミズナラ群集のハビタット（生育環境）の状況	予測の対象とした範囲には、生育エリアが643.8ha存在する。	予測の対象とした範囲には、生育エリアが643.7ha存在する。
p.8-4-3-39 f)ミヤコザサーミズナラ群集のハビタット（生育環境）の状況	工事の実施による影響として、生育エリアは20.4ha（改変率3.2%）が改変を受ける可能性がある。	工事の実施による影響として、生育エリアは37.6ha（改変率5.8%）が改変を受ける可能性がある。
p.8-4-3-39 表8-4-3-26ミヤコザサーミズナラ群集のハビタットへの影響（調査区域内）	（改変の程度） A.ハビタット面積 生育エリア　643.8 B.改変の可能性がある面積 生育エリア　20.4 B/A 生育エリア　3.2	（改変の程度） A.ハビタット面積 生育エリア　643.7 B.改変の可能性がある面積 生育エリア　37.6 B/A 生育エリア　5.8
p.8-4-3-42 表8-4-3-27(1)注目種等の予測結果	（ホンドキツネ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は1.0%、生息可能性エリアの改変率は1.0%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。	（ホンドキツネ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は1.3%、生息可能性エリアの改変率は1.3%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。
p.8-4-3-43 表8-4-3-27(2)注目種等の予測結果	（クマタカ　予測結果） 生息エリアの改変率は0.2～0.4%である。	（クマタカ　予測結果） 生息エリアの改変率は0.4～0.6%である。
p.8-4-3-44 表8-4-3-27(3)注目種等の予測結果	（ニホンツキノワグマ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は0.6%、生息可能性エリアの改変率は0.6%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。	（ニホンツキノワグマ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は1.0%、生息可能性エリアの改変率は0.8%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。
	（ホンドヒメネズミ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は2.5%、生息可能性エリアの改変率は2.7%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。	（ホンドヒメネズミ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は3.4%、生息可能性エリアの改変率は3.5%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。
p.8-4-3-45 表8-4-3-27(4)注目種等の予測結果	（エゾハルゼミ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は1.3%、生息可能性エリアの改変率は1.6%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。	（エゾハルゼミ　予測結果） 繁殖可能性エリアの改変率は2.2%、生息可能性エリアの改変率は2.2%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。
	（ミヤコザサ-ミズナラ群集　予測結果） 生育エリアの改変率は3.2%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。	（ミヤコザサ-ミズナラ群集　予測結果） 生育エリアの改変率は5.8%であることから、ハビタットの縮小・消失の程度は小さい。
p.8-4-3-50 表8-4-3-31(6)環境保全措置の内容	（実施内容　位置・範囲） 事業区域周辺	（実施内容　位置・範囲） 事業実施区域及びその周囲

表 12-1(37)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-4-3-52 ｱ)回避又は低減に係る評価	本事業では、計画段階において改変面積を極力小さくする計画とする等、注目種等に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の注目種は、生息・生育環境の一部が保全されない可能性があると予測されたが、低騒音型・低振動型機械の使用等の環境保全措置を実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、コンディショニングについては、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない環境影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、計画段階において改変面積を極力小さくする計画とする等、注目種等に係る環境影響の回避又は低減を図っている。 一部の注目種は、生息・生育環境の一部が保全されない可能性があると予測されたが、低騒音型・低振動型機械の使用等の環境保全措置を確実に実施することで、環境影響の低減に努める。 なお、コンディショニングについては、環境保全措置の効果に不確実性が生じるため、事後調査を実施する。また、予測し得ない環境影響が生じた場合は、専門家の助言等を踏まえて、別途対策を検討する。 このことから、生態系に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-5-1-9 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による景観等に係る環境影響について、景観資源が一部改変されると予測したものの、その影響を低減させるため、表8-5-1-7に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による景観等に係る環境影響について、景観資源が一部改変されると予測したものの、表8-5-1-7に示した環境保全措置を確実に実施することから、景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-5-1-11 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による景観等に係る環境影響はないと判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による景観等に係る環境影響はないと判断されるため、景観等に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-5-2-18 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響はないと判断されるため、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事施工ヤード及び工事用道路の設置による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響はないと判断されるため、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-5-2-22 a)回避又は低減に係る評価	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響について、快適性への変化が一部の地点において生じると予測したものの、その影響を低減させるため、表8-5-2-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、鉄道施設（非常口（山岳部））の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響について、快適性への変化が一部の地点において生じると予測したものの、表8-5-2-6に示した環境保全措置を確実に実施することから、人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。

表 12-1(38)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-6-1-1 e)予測結果	トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-1に示す。また、当該副産物の処理、処分は、関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を「資料編 8-3 廃棄物の一般的な処理・処分の方法」に示す。	トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量の予測結果を表 8-6-1-1に示す。また、当該副産物の処理、処分は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号、改正 平成23年法律第105号）等の関係法令、要綱及び指針等に基づき発生を抑制し再使用又は再利用するとともに、その処理に当たっては適正処理を図る。トンネル工事に係る建設工事に伴う副産物の一般的な処理、処分の方法を「資料編 11-3 廃棄物の一般的な処理・処分の方法」に示す。
p.8-6-1-2 表8-6-1-2環境保全措置の検討の状況	（建設発生土の再利用　適否の理由） 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	（建設発生土の再利用　適否の理由） 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p.8-6-1-2 表8-6-1-2環境保全措置の検討の状況	（建設汚泥の脱水処理　適否の理由） 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	（建設汚泥の脱水処理　適否の理由） 真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p.8-6-1-2 表8-6-1-3(1)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 事業内及び事業外での再利用に努めることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
p.8-6-1-3 表8-6-1-3(2)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。

表 12-1(39)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-6-1-3 b)評価結果	トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物の発生量は、表8-6-1-1に示すとおりであり、事業の実施にあたっては、事業者により実行可能な範囲内で、再利用及び再資源化を図る。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分する。基準不適合土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-2 土壌汚染」参照）。 なお、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「静岡県における建設リサイクル推進計画2009」（平成21年、静岡県建設副産物対策連絡協議会）を目標として実施する。 したがって、トンネルの工事による建設工事に伴う副産物に係る環境影響は、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、トンネルの工事に係る建設工事に伴う副産物が発生するものの、「建設発生土の再利用」、「建設汚泥の脱水処理」の環境保全措置を確実に実施する。なお、再利用及び再資源化できない場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を遵守し適正に処理、処分するとともに、基準不適合土壌が発見された場合には、土壌汚染対策法ほか、関係法令等を遵守し適正に処理、処分する（「8-3-2 土壌汚染」参照）。 また、副産物の減量化、再資源化にあたっては、「静岡県における建設リサイクル推進計画2009」（平成21年、静岡県建設副産物対策連絡協議会）を目標として実施する。 したがって、廃棄物に係る環境影響の回避又は低減が図られていると評価する。
p.8-6-2-5 ｱ)環境保全措置の検討の状況	本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため「高効率の建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施による温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。	本事業では、計画の立案の段階において、温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減するため「低炭素型建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」について検討した。さらに、事業者により実行可能な範囲内で、工事の実施による温室効果ガスに係る環境影響を回避又は低減することを目的として、環境保全措置の検討を行った。
p.8-6-2-5 表8-6-2-4環境保全措置の検討の状況	（環境保全措置） 高効率の建設機械の選定	（環境保全措置） 低炭素型建設機械の選定
	（適否の理由） 高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO_2排出量が従来型に比べ10％低減）の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれるため、環境保全措置として採用する。
p.8-6-2-5 表8-6-2-4環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p.8-6-2-5 表8-6-2-4環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。

表 12-1(40)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.8-6-2-5 表8-6-2-4環境保全措置の検討の状況	（適否の理由） 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。	（適否の理由） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できるため、環境保全措置として採用する。
p.8-6-2-5 ｲ)環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容	本事業では、工事の実施による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「高効率の建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」「工事規模に合わせた建設機械の選定」「建設機械の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」を実施する。	本事業では、工事の実施による温室効果ガスに係る環境影響を低減させるため、環境保全措置として「低炭素型建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」「工事規模に合わせた建設機械の選定」「建設機械の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」を実施する。
p.8-6-2-6 表8-6-2-5(1)環境保全措置の内容	（実施内容　種類・方法） 高効率の建設機械の選定	（実施内容　種類・方法） 低炭素型建設機械の選定
	（環境保全措置の効果） 高効率の建設機械の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 低炭素型建設機械（例えば油圧ショベルではCO_2排出量が従来型に比べ10％低減）の採用により、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.8-6-2-6 表8-6-2-5(3)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.8-6-2-6 表8-6-2-5(4)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.8-6-2-7 表8-6-2-5(5)環境保全措置の内容	（環境保全措置の効果） 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.8-6-2-8 ｲ)評価結果	工事の実施に伴い発生する温室効果ガス排出量は、表8-6-2-3に示すとおりであり、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、静岡県における1年間あたりの温室効果ガス31,558千tCO_2と比較すると0.08％程度である。 本事業では、工事の実施による温室効果ガスに係る環境影響について、温室効果ガスの排出による環境負荷を低減させるため、表8-6-2-5に示した環境保全措置を確実に実施することから、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減が図られていると評価する。	本事業では、工事の実施（建設機械の稼働、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行）に伴う温室効果ガスが排出されるものの、本事業における温室効果ガス年平均排出量は、静岡県における1年間あたりの温室効果ガス31,558千tCO_2と比較すると0.08％程度であり、「低炭素型建設機械の選定」「高負荷運転の抑制」「工事規模に合わせた建設機械の選定」「建設機械の点検・整備による性能維持」「資材及び機械の運搬に用いる車両の点検・整備による性能維持」及び「低燃費車種の選定、積載の効率化、運搬計画の合理化による運搬距離の最適化」の環境保全措置を確実に実施することから、温室効果ガスに係る環境影響の低減が図られていると評価する。

表 12-1(41)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-2 表 9-1-1(1) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検及び整備により性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
p.9-2 表 9-1-1(1) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 法定速度の遵守等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の発生を低減できる。
p.9-2 表 9-1-1(1) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	（検討の視点） —	（検討の視点）追記 発生量の低減 発生原単位の低減
	（環境保全措置） —	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（環境保全措置の効果） —	（環境保全措置の効果）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、アイドリングストップ及び急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質を低減できる。
	（措置の区分） —	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） —	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） —	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） —	（他の環境要素への影響）追記 なし
p.9-2 表 9-1-1(1) 大気環境（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質）に関する環境保全措置の検討結果	（検討の視点） —	（検討の視点）追記 発生原単位の低減
	（環境保全措置） —	（環境保全措置）追記 VOCの排出抑制
	（環境保全措置の効果） —	（環境保全措置の効果）追記 工事の実施において、低VOC塗料等の使用に努めることで、浮遊粒子状物質の生成を低減できる。
	（措置の区分） —	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） —	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） —	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） —	（他の環境要素への影響）追記 なし
p.9-5 表 9-1-3(1) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検及び整備による性能維持により、発生する騒音の低減が見込まれる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、騒音の発生を低減できる。

表 12-1(42)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-5 表9-1-3(1) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、騒音の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、騒音の発生を低減できる。
p.9-5 表9-1-3(1) 大気環境（騒音）に関する環境保全措置の検討結果	（検討の視点） ―	（検討の視点）追記 発生量の低減 発生原単位の低減
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（環境保全措置の効果） ―	（環境保全措置の効果）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する騒音を低減できる。
	（措置の区分） ―	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） ―	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） ―	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） ―	（他の環境要素への影響）追記 なし
p.9-7 表9-1-4(1) 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の適切な点検及び整備による性能維持により、振動の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検及び整備により、資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、振動の発生を低減できる。
p.9-7 表9-1-4(1) 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守等を行うことにより、振動の発生を低減できる。	（環境保全措置の効果） 資材及び機械の運搬に用いる車両の分散化等を行うことにより、振動の発生を低減できる。
p.9-7 表9-1-4(1) 大気環境（振動）に関する環境保全措置の検討結果	（検討の視点） ―	（検討の視点）追記 発生量の低減 発生原単位の低減
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 環境負荷低減を意識した運転の徹底
	（環境保全措置の効果） ―	（環境保全措置の効果）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両の法定速度の遵守、急発進や急加速の回避を始めとしたエコドライブの徹底により、発生する振動を低減できる。
	（措置の区分） ―	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） ―	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） ―	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） ―	（他の環境要素への影響）追記 なし

表 12-1(43)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-9 表9-2-1(1)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-9 表9-2-1(1)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-10 表9-2-1(2)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生する濁水は、必要に応じて発生水量を考慮した処理能力を有する濁水処理設備を設置し、法令に基づく排水基準等を踏まえ、沈殿、濾過等、濁りを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-10 表9-2-1(2)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理施設を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-11 表9-2-1(3)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事により発生するアルカリ排水は処理設備等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、適切に処理して公共用水域へ排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事により発生するアルカリ排水は、中和処理等の対策により、法令に基づく排水基準等を踏まえ、ｐH値の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-11 表9-2-1(3)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-12 表9-2-1(4)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事施工ヤードから排出する水は必要に応じて処理等の対策により、法令に基づく排水基準等に適合するよう処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事施工ヤードから排出する水は、必要に応じて発生水量を考慮した浄化槽を設置し、法令に基づく排出基準を踏まえ、活性汚泥処理等のBODを低減させるための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-12 表9-2-1(4)水環境（水質）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-13 表9-2-2(1)水環境（地下水）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。

表 12-1(44)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-14 表9-2-2(2)水環境（地下水）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.9-15 表9-2-3(1)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-15 表9-2-3(1)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-15 表9-2-3(1)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.9-17 表9-2-3(3)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて濁水処理等の対策により、適切に処理したうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事により排出する水は必要に応じて沈殿・濾過・中和等の対策により、法令等に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、公共用水域への影響を低減できる。
p.9-17 表9-2-3(3)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理装置を設置する場合は、適切な点検・整備による性能維持により、工事排水の適正処理を徹底することができる。	（環境保全措置の効果） 処理設備を設置する場合は、点検・整備を確実に行い、性能を維持することで、工事排水の処理を徹底できる。
p.9-17 表9-2-3(3)水環境（水資源）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、適切なトンネル構造及び工法を採用することで、地下水への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の施工に先立ち地質、地下水の調査を実施し、覆工コンクリート、防水シートの設置等を行うとともに、必要に応じて薬液注入工を実施することなどにより、地下水への影響を低減できる。
p.9-19 9-3-1重要な地形及び地質	（項目のタイトル） 9-3-1地形及び地質	（項目のタイトル） 9-3-1重要な地形及び地質
p.9-19 表9-3-1土壌環境(重要な地形及び地質）に関する環境保全措置の検討結果	（表のタイトル） 土壌環境（地形及び地質）に関する環境保全措置の検討結果	（表のタイトル） 土壌環境（重要な地形及び地質）に関する環境保全措置の検討結果
p.9-20 表9-3-2土壌環境(土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 処理施設により工事排水を適切に処理したうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。	（環境保全措置の効果） 工事排水について、処理設備により法令に基づく排水基準等を踏まえ、水質の改善を図るための処理をしたうえで排水することで、土壌汚染を回避できる。

表 12-1(45)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-20 表9-3-2土壌環境（土壌汚染）に関する環境保全措置の検討結果	（検討の視点） ―	（検討の視点）追記 土壌汚染の回避又は低減
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底
	（環境保全措置の効果） ―	（環境保全措置の効果）追記 発生土を他事業において有効利用するにあたっては、当該事業者が発生土の管理方法について判断できるように、発生土の自然由来重金属の含有状況等に係る情報提供を徹底することで、二次的な土壌汚染を回避又は低減できる。
	（措置の区分） ―	（措置の区分）追記 回避 低減
	（実施主体） ―	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） ―	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） ―	（他の環境要素への影響）追記 なし
p.9-21 表9-4-1(1)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.9-21 表9-4-1(1)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.9-22 表9-4-1(2)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の緑化	（環境保全措置） 工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施
	（環境保全措置の効果） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の緑化を図ることにより、重要な種の生息環境の変化に伴う動物への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事の実施に際し使用した工事施工ヤード等の一部に林縁の保護植栽を図ることで、林内環境への影響を軽減し、重要な種の生息環境への影響を低減できる。
p.9-22 表9-4-1(2)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 低騒音・低振動型の建設機械の採用により、騒音、振動の発生を抑えることで、重要な猛禽類の生息環境への影響を低減できる。
p.9-22 表9-4-1(2)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 鳥類等の生息環境への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） トンネル坑口に防音扉を設置することにより、騒音の発生を抑えることで、重要な猛禽類の生息環境への影響を低減できる。
p.9-22 表9-4-1(2)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 工事用車両の運行の低減により、猛禽類への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事用トンネルを設置し工事用車両の運行を低減することで、重要な猛禽類の生息環境への影響を低減できる。

表 12-1(46)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-23 表9-4-1(3)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 不用意な林内への立ち入り、ゴミ捨ての禁止等について工事従事者に指導することで、人為的な攪乱による重要な種の生息環境への影響を低減できる。
p.9-23 表9-4-1(3)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 走光性の昆虫類等の生息環境への影響を低減できる。	（環境保全措置の効果） 設置する照明は、極力外部に向けないよう配慮することで、走光性の重要な昆虫類等の生息環境への影響を低減できる。
p.9-24 表9-4-1(4)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地の全体又は一部を回避することで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.9-24 表9-4-1(4)動物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 重要な種の生息地への影響を回避又は低減できる。	（環境保全措置の効果） 生息環境の改変をできる限り小さくすることで、重要な種の生息環境への影響を回避又は低減できる。
p.9-25 表9-4-2(1)植物に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置） 緑化等による自然環境の確保	（環境保全措置） 林縁保護植栽等による自然環境の確保
p.9-26 表9-4-2(2)植物に関する環境保全措置の検討結果	（検討種） ―	（検討種）追記 ―
	（影響） ―	（影響）追記 工事に伴う生育環境への影響
	（検討の視点） ―	（検討の視点）追記 工事に伴う生育環境への影響の低減
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄
	（環境保全措置の効果） ―	（環境保全措置の効果）追記 資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄を行うことで、外来種の種子の拡散を防止できる。
	（措置の区分） ―	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） ―	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） ―	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） ―	（他の環境要素への影響）追記 なし

表 12-1(47)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-26 表9-4-2(2)植物に関する環境保全措置の検討結果	（検討種） ―	（検討種）追記 ―
	（影響） ―	（影響）追記 工事に伴う生育環境への影響
	（検討の視点） ―	（検討の視点）追記 工事に伴う生育環境への影響の低減
	（環境保全措置） ―	（環境保全措置）追記 外来種の拡大抑制
	（環境保全措置の効果） ―	（環境保全措置の効果）追記 工事後の施工ヤードの速やかな在来種による緑化等に努めることで、外来種の拡大を抑制できる。
	（措置の区分） ―	（措置の区分）追記 低減
	（実施主体） ―	（実施主体）追記 a
	（効果の不確実性） ―	（効果の不確実性）追記 なし
	（他の環境要素への影響） ―	（他の環境要素への影響）追記 なし
p.9-31 表9-5-2人と自然との触れ合いの活動の場	工事の実施（工事施工ヤード及び工事用道路の設置）及び鉄道施設（トンネル）の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表9-5-2に示す環境保全措置の検討を行った。	鉄道施設（トンネル）の存在による人と自然との触れ合いの活動の場に係る環境影響を、事業者の実行可能な範囲内で回避又は低減するために、表9-5-2に示す環境保全措置の検討を行った。
p.9-32 表9-6-1環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、適切な処理を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 建設発生土は本事業内で再利用、他の公共事業などへの有効利用に努めるなど、活用を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
p.9-32 表9-6-1環境への負荷（廃棄物等）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 脱水処理により減量化を図ることで、建設工事に伴う副産物の発生量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 真空脱水（ベルトフィルタ）、遠心脱水（スクリューデカンタ）、加圧脱水（フィルタープレス）、並びに加圧絞り脱水（ロールプレス、ベルトプレス）等のプラント内の機械を用いて脱水する機械式脱水処理、天日乾燥、底面脱水、並びにトレンチ工法などの強制乾燥や自重圧密により含水比低下重力を促す自然式脱水処理等、含水比に応じた脱水処理により減量化を図ることで、取り扱う副産物の量を低減できる。
p.9-33 表9-6-2(1)環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置） 高効率の建設機械の選定	（環境保全措置） 低炭素型建設機械の選定
	（環境保全措置の効果） 高効率の建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれる。	（環境保全措置の効果） 低炭素型建設機械の採用により、排出される温室効果ガスの低減が見込まれる。
p.9-33 表9-6-2(1)環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 適切な機械の選定により必要以上の建設機械の配置や稼働を避けることで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 工事規模に合わせて必要以上の建設機械の規格、配置及び稼働とならないように計画することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。

表 12-1(48)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.9-33 表9-6-2(1)環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 適切な点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により建設機械の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.9-33 表9-6-2(1)環境への負荷（温室効果ガス）に関する環境保全措置の検討結果	（環境保全措置の効果） 適切な点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。	（環境保全措置の効果） 法令上の定めによる定期的な点検や日々の点検・整備により資材及び機械の運搬に用いる車両の性能を維持することで、温室効果ガスの排出量を低減できる。
p.10-3 表10-1(1) 事後調査の項目	（地下水の水位　事後調査時期及び頻度） 工事前、工事中、工事完了後一定期間	（地下水の水位　事後調査時期及び頻度） 工事着手前 トンネル工事前の1年間、原則月1回の観測を考えている。 工事中 月1回の観測を基本とすることを考えている。工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。 工事完了後 トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。状況に応じ、調査期間および調査頻度は別途検討する。
	（地下水の水位　調査内容　項目） トンネル計画路線周辺の主な井戸の水位	（地下水の水位　調査内容　項目） ・地下水の水位 ・水温 ・pH ・電気伝導率 ・透視度
	—	（地下水の水位　調査内容　調査範囲及び地点） ・評価書における現地調査で把握した井戸
	（地下水の水位　調査内容　手法） 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）による	（地下水の水位　調査内容　手法） 「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）に準拠
	（河川の流量　事後調査時期及び頻度） 工事前、工事中、工事完了後一定期間	（河川の流量　事後調査時期及び頻度） 工事着手前 トンネル工事前の1年間、原則月1回の観測を考えている。 工事中 月1回の観測を考えている。工事の進捗状況を踏まえ、必要に応じて調査頻度は変更することを考えている。 工事完了後 トンネル工事完了後3年間、4季の観測を基本とすることを考えている。状況に応じ、調査期間および調査頻度は別途検討する。

表 12-1(49)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.10-3 表10-1(1) 事後調査の項目	（河川の流量　調査内容　項目） トンネル計画路線周辺の主な河川の流量	（河川の流量　調査内容　項目） ・河川の流量
	—	（河川の流量　調査内容　調査範囲及び地点） 工事着手前 ・トンネルの工事に伴い影響が生じる可能性があると想定した河川、沢を対象にその流域の下流地点等 工事中 ・工事着手前の調査地点を基本とし、工事の進捗状況等を踏まえ必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。 工事完了後 ・工事中の調査地点を基本とし、状況を踏まえ必要に応じて調査地点を増減させることを考えている。
	（河川の流量　調査内容　手法） 「地下水調査及び観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）による	（河川の流量　調査内容　手法） 「地下水調査および観測指針（案）」（平成5年 建設省河川局）に準拠
p.11-1 第11章　対象事業に係る環境影響の総合的な評価	本準備書において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要を表11-1に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。	本評価書において選定した対象事業に係る環境要素ごとに、調査、予測及び評価についての結果の概要を表11-1に示す。 これらの結果から、環境保全措置を実施することによって、環境への影響について実行可能な範囲で回避又は低減が図られ、環境の保全について適正な配慮がなされている事業であると総合的に評価する。 なお、山梨リニア実験線での成果を含め、工事期間中に新たな環境保全技術などの知見が得られた場合には、できる限り取り入れるよう努める。
p.11-3 表11-1(1)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ④発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑤工事の平準化	（二酸化窒素及び浮遊粒子状物質　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④VOCの排出抑制 ⑤発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ⑥発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑦工事の平準化
p.11-5 表11-1(2)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（粉じん等　建設機械の稼働　予測結果） 建設機械の稼働による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、工事施工ヤードと直近の登山ルートの拠点となる施設（ロッヂ）とが約900m離れていることから、環境影響は極めて小さいと予測する。	（粉じん等　建設機械の稼働　予測結果） 建設機械の稼働に係る粉じん等について、工事施工ヤードと直近の登山ルートの拠点となる施設（ロッヂ）とが約900m離れていることから、環境影響は極めて小さいと予測する。

表 12-1(50)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.11-7 表11-1(3)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（騒音　調査結果　現地調査） 一般環境騒音は昼間53～56 dB、夜間52～56 dB、道路交通騒音は昼間38～57 dBであった。	（騒音　調査結果　現地調査） 一般環境騒音は昼間53～56 dB、夜間52～56 dB、道路交通騒音は昼間38～57 dB、夜間35～53 dBであった。
p.11-7 表11-1(3)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（騒音　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　予測結果） 各予測地点での予測騒音レベルは47～61dBと予測される。	（騒音　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　予測結果） 各予測地点での等価騒音レベルは47～61dBと予測される。
p.11-7 表11-1(3)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（騒音　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ④発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑤工事の平準化	（騒音　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ⑤発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑥工事の平準化
p.11-9 表11-1(4)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（振動　調査結果　現地調査） 一般環境振動は昼間・夜間とも＜25dB、道路交通振動は昼間＜25dBであった。	（振動　調査結果　現地調査） 一般環境振動は昼間・夜間とも＜25dB、道路交通振動は昼間・夜間とも＜25dBであった。
p.11-9 表11-1(4)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（振動　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ④発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑤道路の舗装 ⑥工事の平準化	（振動　資材及び機械の運搬に用いる車両の運行　環境保全措置） ①資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持 ②資材及び機械の運搬に用いる車両の運行計画の配慮 ③環境負荷低減を意識した運転の徹底 ④発生土運搬におけるベルトコンベアーの活用 ⑤発生土置き場の設置位置計画の配慮 ⑥道路の舗装 ⑦工事の平準化
p.11-13 表11-1(6)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（水の汚れ　予測結果） 工事施工ヤードの設置に伴う排水は、法令に基づく排水基準等に適合するよう処理して排水する。その際の工事施工ヤードの設置に係る生物化学的酸素要求量（BOD）の予測結果は0.6～0.9mg/Lである。	（水の汚れ　予測結果） 工事施工ヤードの設置に伴う排水は、法令に基づく排水基準等に適合するよう処理して排水する。その際の工事施工ヤードの設置に係る生物化学的酸素要求量（BOD）の予測結果は0.6mg/Lである。
p.11-13 表11-1(6)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（水底の底質　調査結果　文献調査） また、文献調査に加え、関係自治体等へのヒアリングを行った結果、工事施工ヤード及び工事用道路の設置に伴い河床の掘削を行う大井川、西俣川では、過去及び現在において水底の底質の汚染は確認されなかった。	（水底の底質　調査結果　文献調査） また、文献調査に加え、関係自治体等へのヒアリングを行った結果、工事施工ヤードの設置に伴い河床の掘削を行う大井川、西俣川では、過去及び現在において水底の底質の汚染は確認されなかった。

表 12-1(51)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.11-19 表 11-1(9)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（水資源　予測結果　河川の水質及び流量） トンネルの工事の実施に伴い排水は、処理設備を設置し、適切に処理をして河川へ排水することから、河川の水の濁り、汚れへの影響は小さいと予測する。また、鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う河川流量の変化は、一部の河川において流量に影響があると予測する。	（水資源　予測結果　河川の水質及び流量） トンネルの工事の実施に伴い排水される濁水は、処理設備を設置し、適切に処理をして河川へ排水することから、河川の水の濁り、汚れへの影響は小さいと予測する。また、トンネルの工事及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う河川流量の変化は、一部の河川において河川流量に影響があると予測する。
p.11-21 表11-1(10)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（重要な地形及び地質　予測結果） 工事施工ヤード及び工事用道路は極力既存の改変された土地を利用するなど、新たな地形の改変を行わないことにより、環境影響の低減を図る。	（重要な地形及び地質　予測結果） 工事施工ヤード及び工事用道路は極力既存の改変された土地を利用するなど、新たな地形の改変を行わないことにより、環境影響の回避又は低減を図る。
p.11-23 表11-1(11)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（土壌　環境保全措置） ①工事排水の適切な処理 ②薬液注入工法における指針の順守	（土壌　環境保全措置） ①工事排水の適切な処理 ②薬液注入工法における指針の順守 ③発生土を有効利用する事業者への土壌汚染に関する情報提供の徹底
p.11-27、29 表11-1(13)、(14)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（動物　予測結果） e）昆虫類 13種の生息環境は保全される、4種は生息環境の一部は保全されないと予測する。 g）底生動物 1種の生息環境は保全される、1種は生息環境の一部は保全されないと予測する。	（動物　予測結果） e）昆虫類 13種の生息環境は保全される、4種は生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。 g）底生動物 1種の生息環境は保全される、1種は生息環境の一部は保全されない可能性があると予測する。
p.11-27 表11-1(13)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（環境保全措置） ⑤工事施工ヤード等の緑化	（環境保全措置） ⑤工事施工ヤード等の林縁保護植栽の実施
p.11-31 表11-1(15)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（植物　環境保全措置） ①重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ②工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③緑化等による自然環境の確保 ④濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑤従事者への講習・指導 ⑥重要な種の移植・播種	（植物　環境保全措置） ①重要な種の生育環境の全体又は一部を回避 ②工事に伴う改変区域をできる限り小さくする ③林縁保護植栽等による自然環境の確保 ④濁水処理設備及び仮設沈砂池の設置 ⑤工事従事者への講習・指導 ⑥重要な種の移植・播種 ⑦資材及び機械の運搬に用いる車両のタイヤの洗浄 ⑧外来種の拡大抑制
p.11-39 表11-1(19)対象事業に係る環境影響の総合的な評価	（温室効果ガス　環境保全措置） ①高効率の建設機械の選定	（温室効果ガス　環境保全措置） ①低炭素型建設機械の選定

表 12-1(52)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.事2-2 図2-1(1)路線概要（縦断計画）	（縦断計画） 平成25年9月時点の縦断線形を反映	（縦断計画） 平成26年3月時点の縦断線形を反映
p.事3-2-2 表3-2-1工事工程表	（工事開始時期） 工事開始時期の誤り 工事実施認可を1年目とするか、実工事開始を1年目にするか誤り	（工事開始時期） 工事開始時期を修正
p.事3-3-1 3-3建設機械の台数について	建設機械の台数を表3-3-1に示す。	建設機械の台数については、下記の手順に基づき求めた。 ・建設する構造物の規模や地質条件などに基づき、施工法を設定し、それに基づく、工種及び各工種で必要な建設機械を選定した。 ・選定した建設機械について、計画の工期及び建設機械1台当たりの施工能力を考慮して、台数を求めた。 これらの方法に基づいて算定を行った建設機械の台数を表3-3-1に示す。
p.事3-3-3 表3-3-1建設機械台数	（工事開始時期） 工事開始時期の誤り 工事実施認可を1年目とするか、実工事開始を1年目にするか誤り	（工事開始時期） 工事開始時期を修正

表 12-1(53)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.事3-4-1 3-4資材及び機械の運搬に用いる車両の台数について	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数を表3-4-1に示す。	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数については、資材の運搬に用いる車両、機械の運搬に用いる車両及び発生土の運搬に用いる車両それぞれについて以下に示す方法で算定し合計した。 (1) 資材の運搬に用いる車両台数 ・トンネル及び非常口等の建設工事においては、地質や断面、建設する構造物の規模や施工手順、建設機械1台当たりの施工能力、配置可能な建設機械の台数等を考慮して、1月当たりの作業数量を算定した。 ・その上で、上記の作業数量と、単位作業数量当たりに必要となる鋼材、コンクリート等資材の標準的な量から、資材の種類毎に、1月当たりに必要となる数量を算定した。 ・種類毎に求めた資材の数量を運搬車両の能力（1台当たり積載量）で除して1月当たりの運搬車両の台数を算定し、種類毎の台数を合計して1月当たりの運搬車両の総数を算定した。 (2) 機械の運搬に用いる車両 ・「3-3建設機械の台数について」で求めた建設機械の台数に基づき、機械の搬入、搬出等が必要となる月において、必要台数を算定した。 (3) 発生土の運搬に用いる車両 ・トンネル及び非常口等の建設工事においては、地質や断面、建設する構造物の規模や施工手順、建設機械1台当たりの施工能力、配置する建設機械の台数等を考慮して算定した1月当たりの作業数量（掘削延長）、掘削断面積をもとに、1月当たりの掘削土量を算定し、地山に対する掘削後の体積の増加量を加味して、1月当たりの発生土量を算定した。 ・1月当たりの発生土量を運搬車両の能力（1日1台当たり積載量）及び月当たりの稼働日数で除して1月当たりの運搬車両の台数を算定した。 これらの方法に基づいて算定を行ったそれぞれの台数を合計した資材及び機械の運搬に用いる台数を表 3-4-1に示す。なお、予測評価にあたっては、1日当たりの台数が必要となるため、1月当たりの車両の合計台数を月当たりの稼働日数で除して1日当たりの車両の台数を算定して用いた。
p.事3-4-3 表3-4-1資材及び機械の運搬に用いる車両の運行台数	（工事開始時期） 工事開始時期の誤り 工事実施認可を1年目とするか、実工事開始を1年目にするか誤り	（工事開始時期） 工事開始時期を修正

表 12-1(54)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.事3-5-1 3-5本線トンネル及び非常口（山岳部）の計画	—	追記
p.事4-1-1 4施設計画	—	追記
p.事7-1 7南アルプスエコパークについて	—	追記
p.事8-1-1 8発生土置き場の安全性について	—	追記
p.事9-1 9トンネル微気圧波	—	追記
p.事10-1-1 10磁界	—	追記
p.環1-3-1 1-3建設機械の稼働に係る大気質（二酸化窒素・浮遊粒子状物質）の定量的予測について（参考）	—	追記
p.環1-4-1 1-4建設機械の稼働に係る大気質(粉じん等)の定量的予測について（参考）	—	追記
p.環1-5-1 1-5建設機械に関する発生源配置の考え方	—	追記
p.環1-6-1 1-6資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に伴う予測地点より勾配及びカーブが急な箇所並びに道路の幅員が十分でない箇所への影響について	—	追記
p.環2-2-4 図2-2-1予測地点図	調査地点断面図 —	予測地点図 平面図を追記
p.環2-2-5 図2-2-2予測地点図	調査地点断面図 —	予測地点図 平面図を追記
p.環2-2-6 図2-2-3予測地点図	調査地点断面図 —	予測地点図 平面図を追記
p.環2-5-1 2-5建設機械の稼働に係る騒音の定量的予測について（参考）	—	追記
p.環2-6-1 2-6建設機械の予測に係る音源配置の考え方	—	追記

表 12-1(55)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環2-7-1 2-7建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る騒音の距離毎の予測値について	—	追記
p.環2-8-1 2-8騒音の大きさの目安について	—	追記
p.環3-4-1 3-4建設機械の稼働に係る振動の定量的予測について（参考）	—	追記
p.環3-5-1 3-5建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行に係る振動の距離毎の予測値について	—	追記
p.環3-6-1 3-6振動の大きさの目安について	—	追記
p.環4-1-1 4水質	—	追記
p.環5-2-2 式5-2-5-1	（式4-2-5-1） $6Hk_t$	（式5-2-5-1） $6H\underline{K}_t$
p.環6-1-1 図6-1-1-1トンネル水収支モデル模式図	降水、蒸発散、地下水、地表水の説明図なし	降水、蒸発散、地下水、地表水の説明図を追記
p.環6-1-3 図6-1-1-4ト連結タンクモデル	メッシュ図なし	メッシュ図を追記
p.環6-1-4 式6-1-2	（式5-1-2） Qの定義の記載なし	（式6-1-2） Q：トンネル湧水量
p.環6-1-7 表 6-1-2-2透水係数モデル入力値（m/sec）	（透水係数） 未固結層堆積層　1.0×10^{-5} 砂岩　風化部　4.0×10^{-6} ゆるみ部　2.0×10^{-6} 新鮮岩　2.0×10^{-7} 頁岩、砂岩頁岩互層　風化部　2.0×10^{-6} ゆるみ部　1.0×10^{-6} 新鮮岩　1.0×10^{-7} 緑色岩・チャート　風化部　4.0×10^{-6} ゆるみ部　2.0×10^{-6} 新鮮岩　2.0×10^{-7} 石灰岩　風化部　1.0×10^{-5} ゆるみ部　$5.0\times10^{-}$ 新鮮岩　1.0×10^{-6} 断層（推定断層を含む）　2.0×10^{-6} 断層破砕帯　2.0×10^{-6} 割れ目集中帯　2.0×10^{-6}	（透水係数） 未固結層堆積層　$\underline{1.0\times10^{-6}}$ 砂岩　風化部　$\underline{4.0\times10^{-7}}$ ゆるみ部　$\underline{2.0\times10^{-7}}$ 新鮮岩　$\underline{2.0\times10^{-8}}$ 頁岩、砂岩頁岩互層　風化部　$\underline{2.0\times10^{-7}}$ ゆるみ部　$\underline{1.0\times10^{-7}}$ 新鮮岩　$\underline{1.0\times10^{-8}}$ 緑色岩・チャート　風化部　$\underline{4.0\times10^{-7}}$ ゆるみ部　$\underline{2.0\times10^{-7}}$ 新鮮岩　$\underline{2.0\times10^{-8}}$ 石灰岩　風化部　$\underline{1.0\times10^{-6}}$ ゆるみ部　$\underline{5.0\times10^{-7}}$ 新鮮岩　$\underline{1.0\times10^{-7}}$ 断層（推定断層を含む）　$\underline{1.2\times10^{-6}}$ 断層破砕帯　$\underline{1.0\times10^{-6}}$ 割れ目集中帯　$\underline{7.0\times10^{-7}}$
p.環6-2-1 6-2大井川流域について	—	追記

表 12-1(56)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環6-3-1 6-3山梨リニア実験線における水資源対策について	—	追記
p.環6-4-1 6-4公共事業に係る工事の施行に起因する水枯渇等により生ずる損害等に係る事務処理要領について	—	追記
p.環7-1-1 7土壌汚染	—	追記
p.環8-1-1 8-1-1哺乳類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設(山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における哺乳類確認種一覧は表6-1-1-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の哺乳類確認種一覧（重要な種）を表8-1-1-1に、調査地域、調査時期別の哺乳類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-1-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-2～3 図8-1-1-1(1)～(2)調査範囲平面図	—	追記
p.環8-1-4～5 表8-1-1-1哺乳類確認種一覧（重要な種） 表8-1-1-2哺乳類確認種一覧(重要な種以外)	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-1-1哺乳類確認種一覧(重要な種)、表8-1-1-2哺乳類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-4 表8-1-1-1哺乳類確認種一覧（重要な種）	（ヒメホオヒゲコウモリの学名） *Myotis ikonnikovi ikonnikovi*	（ヒメホオヒゲコウモリの学名） *Myotis ikonnikovi*
p.環8-1-7 8-1-2鳥類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における鳥類確認種一覧は表6-1-2-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の鳥類確認種一覧（重要な種）を表8-1-2-1に、調査地域、調査時期別の鳥類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-2-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-7～9 表8-1-2-1鳥類確認種一覧（重要な種） 表8-1-2-2鳥類確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-2-1鳥類確認種一覧（重要な種）、表8-1-2-2鳥類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載

表 12-1(57)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環8-1-11 8-1-3爬虫類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における爬虫類確認種一覧は表6-1-3-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の爬虫類確認種一覧（重要な種）を表8-1-3-1に、調査地域、調査時期別の爬虫類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-3-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-11～13 表8-1-3-1爬虫類確認種一覧（重要な種） 表8-1-3-2爬虫類確認種一覧(重要な種以外)	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-3-1爬虫類確認種一覧(重要な種)、表8-1-3-2爬虫類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-15 8-1-4両生類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における両生類確認種一覧は表6-1-4-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の両生類確認種一覧（重要な種）を表8-1-4-1に、調査地域、調査時期別の両生類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-4-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-15～17 表8-1-4-1両生類確認種一覧（重要な種） 表8-1-4-2両生類確認種一覧(重要な種以外)	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-4-1両生類確認種一覧(重要な種)、表8-1-4-2両生類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-19 8-1-5昆虫類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における昆虫類確認種一覧は表6-1-5-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の昆虫類確認種一覧（重要な種）を表8-1-5-1に、調査地域、調査時期別の昆虫類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-5-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-19～89 表8-1-5-1昆虫類確認種一覧（重要な種） 表8-1-5-2(1)～(35)昆虫類確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-5-1昆虫類確認種一覧(重要な種)、表8-1-5-2昆虫類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-19 表8-1-5-1昆虫類確認種一覧（重要な種）	（注釈） ―	（注釈） 注3.ツノアカヤマアリは環境省第4次レッドリスト（平成24年）において指定されたため、秋季調査以降について重要種として選定した。

表 12-1(58)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環8-1-91 8-1-6魚類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における魚類確認種一覧は表6-1-6-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の魚類確認種一覧（重要な種）を表8-1-6-1に、調査地域、調査時期別の魚類認種一覧（重要な種以外）を表8-1-6-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-91～93 表8-1-6-1魚類確認種一覧（重要な種） 表8-1-6-2魚類確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-6-1魚類確認種一覧（重要な種）、表8-1-6-2魚類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-95 8-1-7底生動物	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における底生動物確認種一覧は表6-1-7-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の底生動物確認種一覧（重要な種）を表8-1-7-1に、調査地域、調査時期別の底生動物確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-7-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-95～101 表8-1-7-1底生動物確認種一覧（重要な種） 表8-1-7-2(1)～(3)底生動物確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-7-1底生動物確認種一覧（重要な種）、表8-1-7-2底生動物確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-1-103 8-1-8真正クモ類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における真正クモ類確認種一覧は表6-1-8-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の真正クモ類確認種一覧（重要な種）を表8-1-8-1に、調査地域、調査時期別の真正クモ類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-8-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-103～111 表8-1-8-1真正クモ類確認種一覧（重要な種） 表8-1-8-2(1)～(4)真正クモ類確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-8-1真正クモ類確認種一覧（重要な種）、表8-1-8-2真正クモ類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載

表 12-1(59)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環8-1-113 8-1-9陸産貝類	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における陸産貝類確認種一覧は表6-1-9-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の陸産貝類確認種一覧（重要な種）を表8-1-9-1に、調査地域、調査時期別の陸産貝類確認種一覧（重要な種以外）を表8-1-9-2に示す。調査地域は図8-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環8-1-113～115 表8-1-9-1陸産貝類確認種一覧（重要な種） 表8-1-9-2陸産貝類確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表8-1-9-1陸産貝類確認種一覧（重要な種）、表8-1-9-2陸産貝類確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環8-2-1 8-2山岳トンネル上部における沢周辺の調査結果	―	追記
p.環8-3-1 8-3-1調査方法	一般調査において既に調査範囲が設定されている区間はその結果を用いた。	本編8-4-1動物の調査において既に調査範囲が設定されている区間はその結果を用いた。
p.環8-3-2 表8-3-1-1動物の調査方法	（真正クモ類　任意採集） 調査地域内を任意に踏査し、目視観察等で確認されたクモ類の種名を記録した。また、目視観察で種名の確認が困難な場合は、捕虫網等を用いて採取した。さらに、現地での種の識別が困難なものは、標本として持ち帰り、同定を行った。	（真正クモ類　任意採集） 調査地域内を任意に踏査し、目視観察等で確認されたクモ類の種名を記録した。また、目視観察で種名の確認が困難な場合は、捕虫網を振り回しクモ類を採集するスウィーピング法、樹木の枝、葉等を叩き、付着しているクモ類を採集するビーティング法も併用し採取した。さらに、現地での種の識別が困難なものは、標本として持ち帰り、同定を行った。
p.環8-3-4 表8-3-2-1調査期間	（注釈） 注1.なし	（注釈） 注1.本編8-4-1動物の調査期間は本編8-4-1を参照のこと。
p.環8-3-6 (4)昆虫類	現地調査により確認された重要な昆虫類は6目12科14種であった。	現地調査により確認された重要な昆虫類は4目9科11種であった。
p.環8-3-6 表8-3-3-4重要な昆虫類確認種一覧	（種名） ニホンアミカモドキ、Protoplasa属、オオナガレトビケラ	（種名） ニホンアミカモドキ、Protoplasa属、オオナガレトビケラを削除し、No.を修正
p.環8-3-6 表8-3-3-4重要な昆虫類確認種一覧	（計） 6目　12科　14種　0種　0種　0種　0種　9種　8種　0種	（計） 4目　9科　11種　0種　0種　0種　0種　5種　8種　0種
p.環8-3-6 表8-3-3-4重要な昆虫類確認種一覧	（注釈） 注3.※Protoplasa属は、・・・ 注4.重要な昆虫類には・・・	（注釈） 注3.及び注4.を削除
p.環8-3-6 表8-3-3-4重要な昆虫類確認種一覧	（オオミスジの選定基準） ⑤環境省：VU、⑥静岡県：CR	（オオミスジの選定基準） ⑤環境省：該当なし、⑥静岡県：NT

表 12-1(60)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環8-3-6 表8-3-3-5重要な魚類確認種一覧	（注釈） 注3.及び注4.なし	（注釈） 注3. ニッコウイワナは「環境省第4次レッドリスト　汽水・淡水魚類」（平成25年、環境省）において情報不足(DD)に選定されているが、大井川水系においては国内外来種であるため、重要種からは除外した。 注4. ヤマトイワナは、既往の知見によると相当上流部には生息しているとされているが、調査範囲においては確認されなかった。
p.環8-3-7 表8-3-3-7重要な真正クモ類確認種一覧	（選定基準） ⑦に選定基準を記載	（選定基準） ⑦の選定基準を全て○に変更
p.環8-3-8 (8)陸産貝類	現地調査により確認された重要な陸産貝類は2目5科15種であった。	現地調査により確認された重要な陸産貝類は2目5科17種であった。
p.環8-3-8 表8-3-3-8重要な陸産貝類確認種一覧	（種名） ツメギセルなし	（種名） ヒメギセルの前にツメギセルを追加
p.環8-3-8 表8-3-3-8重要な陸産貝類確認種一覧	（種名） ヒゼンキビなし	（種名） ヒマハリマキビの前にヒゼンキビを追加
p.環8-3-8 表8-3-3-8重要な陸産貝類確認種一覧	（種名の計） 15種	（種名の計） 17種
p.環8-3-9 表8-3-4-1現地で確認された重要な種	（昆虫類　区分） 現地調査で確認された種（14種）	（昆虫類　区分） 現地調査で確認された種（11種）
p.環8-3-9 表8-3-4-1現地で確認された重要な種	（昆虫類　種名） ニホンアミカモドキ、Protoplasa属、オオナガレトビケラ	（昆虫類　種名） ニホンアミカモドキ、Protoplasa属、オオナガレトビケラを削除
p.環8-3-9 表8-3-4-1現地で確認された重要な種	（陸産貝類　区分） 現地調査で確認された種（15種）	（陸産貝類　区分） 現地調査で確認された種（17種）
p.環8-3-9 表8-3-4-1現地で確認された重要な種	（陸産貝類　種名） ケシガイ、ヒメギセル、カントウベッコウ、スカシベッコウ、クリイロベッコウ、ハクサンベッコウ、トガリキビ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、ハチジョウヒメベッコウ、カワナビロウドマイマイ、ミノブマイマイ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイ	（陸産貝類　種名） ケシガイ、ツメギセル、ヒメギセル、カントウベッコウ、スカシベッコウ、クリイロベッコウ、ハクサンベッコウ、トガリキビ、ヒゼンキビ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、ハチジョウヒメベッコウ、カワナビロウドマイマイ、ミノブマイマイ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイ

表 12-1(61)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環8-3-10 (4)昆虫類	予測対象種は、スルガセモンササキリモドキ、タカネヒナバッタ、オオチャイロハナムグリ、トゲムネアラゲカミキリ、ツノアカヤマアリ、キオビホオナガスズメバチ、コウライピソン、ニホンアミカモドキ、Protoplasa属、オオナガレトビケラ、オナガシジミ、コムラサキ、オオミスジ、オオムラサキの14種である。	予測対象種は、スルガセモンササキリモドキ、タカネヒナバッタ、オオチャイロハナムグリ、トゲムネアラゲカミキリ、ツノアカヤマアリ、キオビホオナガスズメバチ、コウライピソン、オナガシジミ、コムラサキ、オオミスジ、オオムラサキの11種である。
p.環8-3-10 (4)昆虫類	さらに、改修工事に伴う濁水等及び凍結防止剤の河川への流入の影響は河川流量を考慮すると非常に小さく河川への影響はほとんどないと考えられるため、河川を生息環境とする予測対象種への影響は及ばない。	削除
p.環8-3-11 (8)陸産貝類	予測対象種は、ケシガイ、ヒメギセル、カントウベッコウ、スカシベッコウ、クリイロベッコウ、ハクサンベッコウ、トガリキビ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、ハチジョウヒメベッコウ、カワナビロウドマイマイ、ミノブマイマイ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイの15種である。	予測対象種は、ケシガイ、ツメギセル、ヒメギセル、カントウベッコウ、スカシベッコウ、クリイロベッコウ、ハクサンベッコウ、トガリキビ、ヒゼンキビ、ヒメハリマキビ、スジキビ、オオウエキビ、ハチジョウヒメベッコウ、カワナビロウドマイマイ、ミノブマイマイ、カドコオオベソマイマイ、ミヤマヒダリマキマイマイの17種である。
p.環8-4-1 8-4同定に注意が必要な種	—	追記
p.環9-1-1 9-1-1高等植物	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施又は鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における高等植物確認種一覧は表7-1-1-1に示す。	山岳トンネル、非常口（山岳部）を対象に工事の実施及び鉄道施設（山岳トンネル、非常口（山岳部））の存在に伴う影響の調査における調査時期別の高等植物確認種一覧（重要な種）を表9-1-1-1に、調査地域、調査時期別の高等植物確認種一覧（重要な種以外）を表9-1-1-2に示す。調査地域は図9-1-1-1に示す。なお、希少種保護の観点から、重要な種は調査地域別に示していない。
p.環9-1-2～3 図9-1-1-1(1)～(2)調査範囲平面図	—	追記
p.環9-1-4～23 表9-1-1-1高等植物確認種一覧（重要な種） 表9-1-1-2(1)～(10)高等植物確認種一覧（重要な種以外）	重要な種と重要な種以外の種を一つの表に記載	表9-1-1-1高等植物確認種一覧（重要な種）、表9-1-1-2(1)～(10)高等植物確認種一覧（重要な種以外）に分割して記載
p.環9-1-25 表9-1-3-1キノコ類確認種一覧	（目名） ハラタケ目	（目名） イグチ目
p.環9-2-1 9-2山岳トンネル上部における沢周辺の調査結果	—	追記
p.環9-3-1 9-3-1調査方法	一般調査において既に調査範囲が設定されている区間はその結果を用いた。	本編8-4-2植物の調査において既に調査範囲が設定されている区間はその結果を用いた。

表 12-1(62)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環9-3-3 表9-3-2-1調査期間	（注釈） 注1.なし	（注釈） 注1.本編8-4-2植物の調査期間は本編8-4-2を参照のこと。
p.環10-1-1 10生態系	―	追記
p.環11-1-1 11景観		追記
p.環12-3-1 図12-3-1-1建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れ	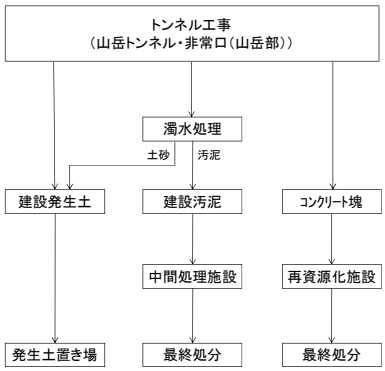	建設工事に伴う副産物の一般的な処理・処分の流れの図を修正 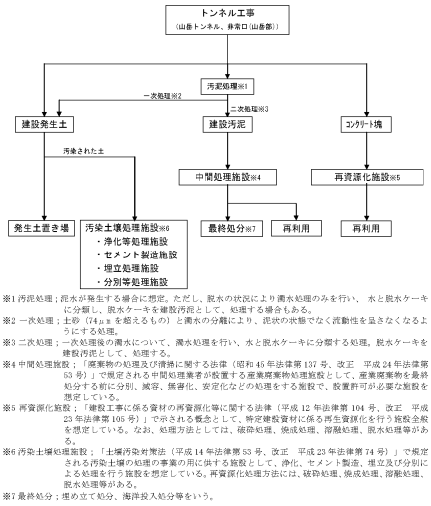
p.環12-4-1 12-4山梨リニア実験線工事における建設発生土利用実績	―	追記
p.環13-1-1 表13-1-1-1建設機械の稼働に用いた原単位	（注釈） なし	（注釈） 諸元[注1]　燃料[注1]　定格出力(kW)[注1]　運転1時間あたり燃料消費率(L/kWh)[注1]　運転1時間当たり燃料消費量(L/h)[注2]　平均稼働率[注3]　CO_2排出係数(kgCO_2/L)[注4]　N_2O排出係数(kgN_2O/L)[注4]　N_2O地球温暖化係数[注5] 注1.「平成25年度版建設機械等損料表」（一般社団法人　日本建設機械施工協会）に示された値を用いた。ただし、記載のない機械については規格・規模等が同程度のものを適用した。 注2.運転1時間あたり燃料消費量（L/h）＝定格出力（kW）×運転1時間あたり燃料消費率（L/kWh） 注3.「平成25年度版建設機械等損料表」に示された値より算出した。 平均稼働率＝年間標準運転時間（時間）/（年間標準運転日数（日）×8時間） ただし、記載のないものは1.000とした。 注4.「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成22年政令第20号）別表第1より算出した。 注5.「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」に示された値を用いた。

表 12-1(63)　環境影響評価準備書からの主な相違点

評価書の該当箇所	環境影響評価準備書	環境影響評価書
p.環13-1-2 表13-1-2-1電気をエネルギーとする建設機械の稼働に用いた総電力量（トンネルの工事）	（注釈） なし	（注釈） 注1.「CO_2排出係数」は、電気使用者別CO_2排出係数（平成23年実績）の中部電力株式会社の値を用いた。
p.環13-2-6 13-2-2名古屋開業時	―	追記
p.環13-2-9 13-2-3列車の走行に伴う温室効果ガス排出量の原単位について	―	追記
p.環13-2-13 13-2-4他のケースにおけるCO_2排出量及びCO_2排出割合について	―	追記
p.環14-1 14モニタリングについて	―	追記